

北九州市国土強靱化地域計画

(素案)

平成29年 9月

北九州市

目次

| | | |
|------|---|-----|
| 1 | 計画の策定趣旨、位置づけ | 1 |
| 1. 1 | 計画の策定趣旨 | 1 |
| 1. 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 1. 3 | 策定体制 | 2 |
| 1. 4 | 計画の構成 | 3 |
| 2 | 本市の地域特性 | 4 |
| 2. 1 | 市域の概況 | 4 |
| 2. 2 | 災害の想定 | 5 |
| 3 | 北九州市強靱化の基本的考え方 | 8 |
| 3. 1 | 北九州市強靱化の基本目標 | 8 |
| 3. 2 | 北九州市強靱化を推進する際に配慮すべき事項 | 8 |
| 4 | 北九州市強靱化の現状と課題、施策の推進方針 | 10 |
| 4. 1 | 対象とする災害 | 10 |
| 4. 2 | 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 | 10 |
| 4. 3 | 27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針 | 12 |
| 5 | 計画推進の方策 | 130 |
| 5. 1 | 計画の推進体制 | 130 |
| 5. 2 | 計画の推進期間と見直し | 130 |
| 6 | 参考資料 | 146 |

1 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

東日本大震災以降、平成 28 年 4 月の熊本地震や、これまでとは別次元ともいえる大雨により本市でも多数の被害が発生した本年 7 月の九州北部での豪雨災害など、大規模な災害によって尊い人命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けている。そして今後も、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増大、さらには首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念される。

これらを背景に国では、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。また福岡県では、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」を策定している。

これまで本市では、東日本大震災を教訓に「北九州市地域防災計画」を大きく見直し、新たに基本的な考え方として、

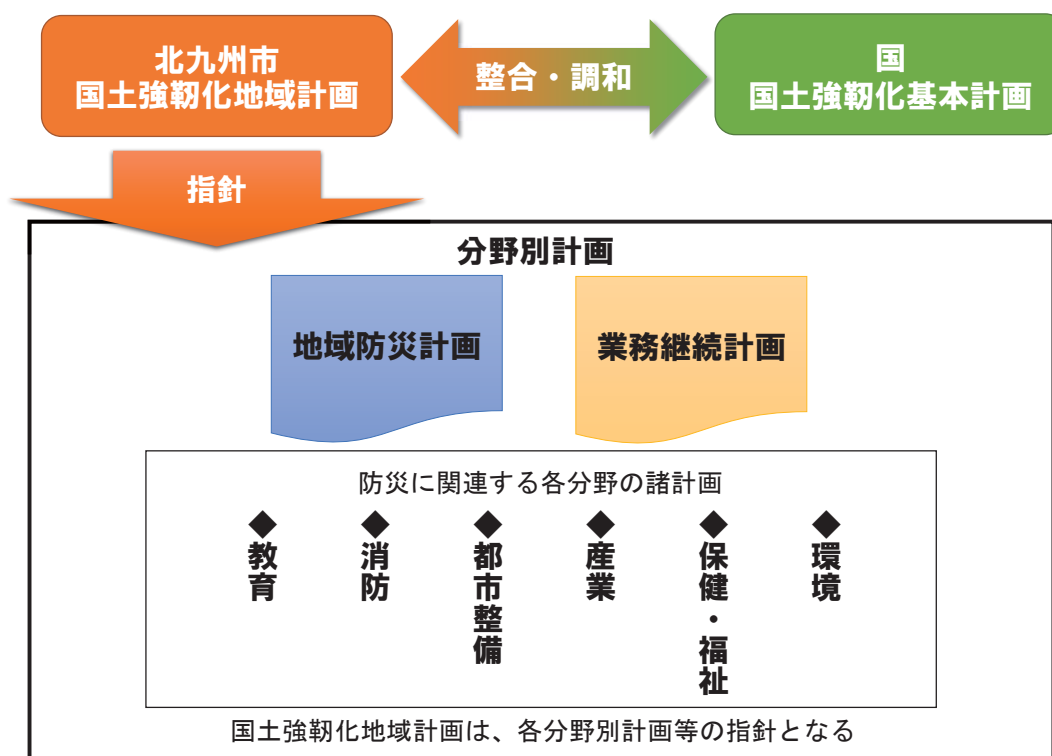
- ・ 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進
- ・ 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築
- ・ 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

を掲げ、ハード対策、ソフト対策の両面から防災力の強化に取り組んできた。

こうした状況を踏まえ、本市においても、国土強靱化の理念に照らしてこれまでの取り組みを評価するとともに、国、県との調和・整合を図りながら、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強靱な北九州市」をつくりあげるため、本市の強靱化に関する指針として「北九州市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものとして、本市の基本構想である『元気発信！北九州』プラン」、災害対策基本法に基づく「北九州市地域防災計画」となどと連携を図りながら策定するものである。



< 総合計画及び分野別計画との関係 >

1.3 策定体制

平成28年11月、市長、副市長及び各局区室長で構成する「北九州市国土強靱化地域計画策定会議」を設置し、全庁的に策定作業を進めるとともに、関係課長によるワーキンググループを設置し、計画策定に係る検討、調整を行った。

また、国土強靱化に関連する施策分野等について識見を有する者や企業・団体等で構成する「北九州市国土強靱化有識者会議」、議会、関係機関から意見を聴取し、計画に適切に反映させた。

1.4 計画の構成

1. 計画の策定趣旨、位置づけ

- ❖ 計画の策定趣旨、計画の位置づけなど

2. 本市の地域特性

- ❖ 市域の概況
- ❖ 災害の想定

3. 北九州市強靱化の基本的な考え方

- ❖ 北九州市強靱化を進める上での4つの「基本目標」
- ❖ 「基本目標」を踏まえて強靱化を推進する際に配慮すべき事項

4. 北九州市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

- ❖ 計画の対象とする災害
- ❖ 対象となる災害に基づき、市民生活への影響度、重要度を考慮して設定した、8項目の「事前に備えるべき目標」と27項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
- ❖ 27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの「脆弱性評価」（現行施策の状況と課題）と、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態回避のために取り組むべき「施策の推進方針」
- ❖ 施策の現状と進捗状況を的確に評価するための数値目標

5. 計画推進の方策

- ❖ 計画を着実に推進するための体制
- ❖ PDCAサイクルによる進捗管理、計画内容の見直し時期
- ❖ 施策の推進方針の指標一覧

6. 参考資料

- ❖ 市域における過去の風水害や地震等の災害履歴
- ❖ 市域で想定される災害の概観図

2 本市の地域特性

2.1 市域の概況

【位置】

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで山口県下関市と向かい合っている。市域は北緯 33 度 43 分～34 度 01 分、東経 130 度 40 分～131 度 02 分の間で、東西 33.8 km、南北 33.4 km、広さは 491.95 km²である。

市の東部は周防灘、北部は関門海峡と響灘に面し、深く入りくんだ洞海湾をかかえている。西部は遠賀川周辺の農村地帯に、南部は筑豊、京築の田園地帯に連なっている。

【地形】

市域の大部分は、東南部の企救山塊と中央部から南へのびる福智山塊によって占められており、これらの山系は、900.8mの福智山を最高峰とする比較的低い山の連続であり、これを源とする河川は中小河川で、響灘と周防灘に流入している。また、福岡県を代表する大河川である遠賀川が本市西部の境界付近を流下している。

平地部分は小倉北区、小倉南区の紫川流域、小倉南区の日豊本線沿線、八幡西区の奥洞海湾周辺、臨海部及び遠賀川流域に展開している。

市街地は、北部の臨海工業地帯と背後の山群にはさまれて、東西に細長く発展してきたが、近年モータリゼーションとマイホーム指向により、小倉及び黒崎から南部に向けてπ型に膨張しているほか、区画整理等の進展に伴い、八幡西区本城から若松区西部にかけて形成されている。

【気象】

本市は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風の影響で曇りや雨の日が多いのが特徴である。春季から秋季にかけては南よりの風が多く、夏季は晴天の日も多いが湿度が高く蒸し暑い。年間を通じて最も多い風向は南南西である。

年平均気温は約 16℃と比較的温暖である。年平均降水量は約 1,800mm であり、その内の約 3 分の 1 は梅雨期間である 6 月から 7 月の 2 か月間に生じている。

関門海峡付近では、4 月から 6 月にかけて霧が発生することが多い。(気候区分は『福岡の気象百年』による。)

2.2 災害の想定

市域での発生が想定される自然災害は、風水害及び地震・津波であるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他あらゆる災害にも対処し得るよう対策をとる必要がある。

【風水害】

本市で発生した昭和 28 年 6 月の豪雨の規模にその後の地勢、人口、住宅、施設等の変動を勘案した規模を想定するとともに、水防法第 14 条及び第 14 条の 2 に定める想定最大規模降雨並びに同法第 14 条の 3 に想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生が想定される。

【地震】

地震の種類としては、活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるもの、地下岩盤の活動による地震で地表に活断層という痕跡を残さない程度の大きさのもの（以下「地下岩盤の活動による地震」という。）によるものなどがある。

なお、地震に関する調査は、政府の地震調査研究推進本部等で進められており、新たな知見を注視する必要がある。

(1) 活断層による地震

北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM7.0の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）の揺れが想定されている。

(2) プレート境界周辺で発生する地震

プレート境界周辺で起こるものについては、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されており、内閣府中央防災会議による「南海トラフ巨大地震モデル検討会第二次報告」（平成 24 年 8 月）では、M9.0の地震が発生し、市内では震度 5 弱（一部 5 強）の揺れが想定されている。

(3) 地下岩盤の活動による地震

地下岩盤の活動による地震については、日本ではどこでも起こる可能性があるもの

で、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、M6.9 の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）の揺れが想定されている。

【津波】

津波が発生する地震の種類としては、海底活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるものなどがある。

（1）海底活断層による津波

北九州市に影響を与える海底活断層は、西山断層、対馬海峡東断層及び周防灘断層群主部がある。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内において、西山断層を震源とするMw 7.6 の地震発生に伴い最高津波水位 3.0 m[※]、対馬海峡東断層を震源とするMw 7.4 の地震発生に伴い最高津波水位 4.6 m、周防灘断層群主部を震源とするMw 7.2 の地震発生に伴い最高津波水位 3.2 mに到達すると想定されている。

（2）プレート境界周辺で起こる津波

プレート境界周辺で起こる津波については、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されている。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内においてMw 9.1 の地震発生に伴い、最高津波水位 3.5 mに到達すると想定されている。

※ 海岸線から 30 m 沖側の位置における津波の水位を標高（東京湾平均海面を基準とした高さ）で表したもの

用語説明

M（マグニチュード）

地震そのものの大きさ（規模）

Mw（モーメントマグニチュード）

岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード



<小倉東断層位置>



<福知山断層帯位置>

黒 線：地表で認められる活断層

灰色太線：重力異常・地質構造から位置が推定された活断層（伏在断層）

※地震調査研究推進本部「九州地域の活断層の長期評価(平成 25 年 2 月)」より抜粋

3 北九州市強靱化の基本的考え方

3.1 北九州市強靱化の基本目標

国が基本計画に掲げる「基本目標」を踏まえ、以下のとおり設定した。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3.2 北九州市強靱化を推進する際に配慮すべき事項

国の基本計画、福岡県の地域計画との調和・整合を図る観点から、国、県の基本的な方針に準ずることとする。その上で、基礎自治体としての役割を果たすとともに、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々の「主体性」と「連携」を念頭に防災に取り組むことで、「国土強靱化」とともに「市民強靱化」を目指すこととし、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

【北九州市強靱化に向けた取組姿勢】

- (1) 強靱化を損なう原因へのあらゆる面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づく計画的な取組みの実施、及び PDCA サイクルによる適切な進捗管理を図る
- (2) 災害への「防護力」、「抵抗力」、「回復力」、「適応力」を強化し、社会・経済システムとしての「基礎体力（潜在力）」向上を図る
- (3) 被災による影響が大きい、あるいは復旧に時間を要する、インフラ施設や電源設備、住民への情報伝達手段などの代替性・冗長性を確保する

【施策の効果的な組合せ】

- (4) 自助、共助、公助の主体的な取り組みを推進するとともに、それらを適切に組合せた連携と、それぞれの特性を生かした役割分担により、一体的かつ効果的、効率的な取り組みを推進する
- (5) ハード対策とソフト対策の適切な組合せにより、効果的に施策を推進する
- (6) 国、県、他自治体はもとより、企業、団体等との連携の重要性を踏まえ、訓練等を通じて連携の強化を図り、災害時の相互応援体制の実行性を確保する

【効率的な施策の推進】

- (7) 公共施設やインフラ施設の老朽化対策や耐震化対策において、関連計画等に基づき効率的、効果的な対策の実施と適切な維持管理を進める

【地域特性に応じた施策の推進】

- (8) 地域コミュニティ機能の向上、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境を整備する
- (9) 女性、子供、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の実情を踏まえたきめ細かな対策を推進する
- (10) 自然災害による建築物等の被害を軽減・防止するため、都市計画マスタープランに沿った災害に強いまちづくりを推進する

4 北九州市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

4.1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国や県の基本計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

4.2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が、県の地域計画では8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギー・ライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|--|------------------------|--|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生 |
| | | 1-3 | 大規模な火災による死者の発生 |
| | | 1-4 | 津波・高潮による死者の発生 |
| | | 1-5 | 洪水・内水による死者の発生 |
| | | 1-6 | 土砂災害による死者の発生 |
| | | 1-7 | 情報伝達の不備による死者の発生 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-3 | 大量かつ長期の帰宅困難者の発生 |
| | | 2-4 | 被災地における医療・福祉機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 情報通信の麻痺・長期停止 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | 企業の生産力低下や経済活動の機能不全 |
| | | 5-2 | 海上輸送の機能の停止 |
| | | 5-3 | 陸上交通ネットワークの機能停止 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギー・ライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 | エネルギーの長期にわたる供給停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 7-2 | ため池、ダムの損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大 |
| | | 7-3 | 有害物質の大規模な流出・拡散 |
| | | 7-4 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 8-2 | 復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ |

4.3 27の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

設定した27の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(以下、「リスクシナリオ」とする。)ごとに、関連する現行施策を調査し、その進捗状況や課題を整理した。なお、進捗状況を把握するために、取り組みを反映する具体的な数値データを収集した。

その結果を踏まえて、リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である、リスクシナリオごとの「脆弱性評価」を行った。

この「脆弱性評価」をもとに「施策の推進方針」を設定し、個別施策の進捗状況を把握するため、現状の数値データなどを参考に、できる限り具体的な数値目標を「KPI(重要業績指標)」として設定した。

なお、本計画に掲載する目標は、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に係る努力目標であり、計画策定後においても、状況変化等にして、適切な目標値の見直しや新たな設定を行う。

1. 現行施策の進捗状況・課題の整理

リスクシナリオごとに、本市防災の基本となる「北九州市地域防災計画」での取り組みを中心に、市の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 市の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等を整理。
- (3) 各施策の進捗度を表す数値データ(現状値)を収集。

2. 脆弱性の課題の検討・評価

リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である「脆弱性評価」を実施。

- (1) リスクシナリオごとに現行施策の評価を実施。

3. 施策の推進方針の設定

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ別に取り組むべき施策の推進方針を設定。

- (1) リスクシナリオごとの推進方針を設定。
- (2) 推進方針の実現に向けた、個別施策とその目標値を設定。

設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針の一覧を 14 ページから 19 ページに、脆弱性評価と施策の推進方針を 20 ページから 129 ページに示す。

用語説明

以降のページでは、以下の用語を使用する。

KPI 事業

個別施策の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、施策推進の目指すべき努力目標である「K P I（重要業績指標）」*を設定した事業

*個別施策の進捗状況を把握するため、できる限り具体的な数値目標を設定した

各施策を所管する組織（【 】内は略称）

| | | | |
|-----------|------|-------|-------|
| 危機管理室 | 【危機】 | 産業経済局 | 【産経】 |
| 広報室 | 【広報】 | 建設局 | 【建設】 |
| 企画調整局 | 【企画】 | 建築都市局 | 【建都】 |
| 総務局 | 【総務】 | 港湾空港局 | 【港湾】 |
| 市民文化スポーツ局 | 【市文】 | 消防局 | 【消防】 |
| 保健福祉局 | 【保福】 | 上下水道局 | 【上下水】 |
| 子ども家庭局 | 【子家】 | 教育委員会 | 【教育】 |
| 環境局 | 【環境】 | | |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|
| 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生 | |
| | 1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生 | |
| | 1-3 大規模な火災による死者の発生 | |
| | 1-4 津波・高潮による死者の発生 | |
| | 1-5 洪水・内水による死者の発生 | |
| | 1-6 土砂災害による死者の発生 | |
| | 1-7 情報伝達の不備による死者の発生 | |

| 推進方針 | KPI 事業 | ページ | 所管する組織 |
|--|--------|-------|--------|
| 地域における自主防災体制の整備 | ★ | 20-21 | 危機管理室 |
| ハザードマップの作成 | ★ | 20-21 | 危機管理室 |
| 避難場所等の整備 | ★ | 22-23 | 危機管理室 |
| 市民に対する防災知識等の普及 | ★ | 22-23 | 危機・消防 |
| 外国人への支援体制の整備 | ★ | 24-25 | 企画調整局 |
| 消防広報 | ★ | 24-25 | 消防局 |
| 学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定 | | 26-27 | 教育委員会 |
| 継続的な学校防災教育の推進 | ★ | 26-27 | 教育委員会 |
| 建築物の耐震対策 | ★ | 28-29 | 建築都市局 |
| 民間住宅の耐震対策 | ★ | 28-29 | 建築都市局 |
| 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進 | ★ | 30-31 | 建築都市局 |
| 学校施設耐震補強事業 | | 30-31 | 教育委員会 |
| 平尾台防火帯設置事業 | | 32-33 | 産業経済局 |
| 土地区画整理事業 | ★ | 32-33 | 建築都市局 |
| 都市計画マスタープランの運用 | | 34-35 | 建築都市局 |
| 消防水利の整備・維持管理 | ★ | 34-35 | 消防局 |
| 予防行政 | ★ | 36-37 | 消防局 |
| 津波・高潮に対する警戒避難体制の整備 | ★ | 38-39 | 危機管理室 |
| 漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業 | ★ | 38-39 | 産業経済局 |
| 海岸（高潮）事業 | ★ | 40-41 | 港湾空港局 |
| 河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備 | ★ | 42-43 | 危機・建設 |
| 河川改修事業の推進 | ★ | 42-43 | 建設局 |
| 北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン （100mm/h 安心プラン） | ★ | 44-45 | 建設局 |
| 河川情報システム | | 44-45 | 建設局 |
| 水防法に基づく施設の所有者または管理者に対する周知啓発 | ★ | 46-47 | 建設局 |
| 国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練 | ★ | 46-47 | 建設局 |
| アンダーパスの安全対策 | ★ | 46-47 | 建設局 |
| 浸水被害の最小化 | ★ | 48-49 | 上下水道局 |
| 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 | ★ | 50-51 | 危機管理室 |
| 治山事業 | | 50-51 | 産業経済局 |
| 宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導 | | 52-53 | 建築都市局 |
| 宅地防災月間 | | 52-53 | 建築都市局 |
| 大規模盛土造成地の把握 | ★ | 52-53 | 建築都市局 |
| 北九州市宅地防災工事資金融資制度 | | 54-55 | 建築都市局 |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | | 54-55 | 建築都市局 |
| 適時適切な避難勧告等の発令 | ★ | 56-57 | 危機管理室 |
| 被害状況の収集・伝達体制の構築 | ★ | 56-57 | 危機管理室 |
| 災害広報体制の整備 | | 56-57 | 危機管理室 |
| 台風タイムラインの運用 | ★ | 58-59 | 危機管理室 |
| 報道機関への災害に関する情報提供 | | 58-59 | 広報室 |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|-------------------------------------|--|
| 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止 | |
| | 2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | 2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生 | |
| | 2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺 | |
| | 2-5 被災地における感染症等の大規模発生 | |
| 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 | |
| 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 情報通信の麻痺・長期停止 | |
| 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全 | |
| | 5-2 海上輸送の機能の停止 | |
| | 5-3 陸上交通ネットワークの機能停止 | |
| 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギー・ライ | 6-1 エネルギーの長期にわたる供給停止 | |
| | 6-2 | |

| 推進方針 | KPI 事業 | ページ | 所管する組織 |
|-----------------------------|--------|---------|----------|
| 必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備 | ★ | 60-61 | 危機管理室 |
| 各種防災訓練の実施 | ★ | 62-63 | 危機管理室 |
| 防災活動の支援拠点の整備 | ★ | 62-63 | 建設局 |
| 救助体制の強化 | | 64-65 | 消防局 |
| 消防団の充実強化 | ★ | 64-65 | 消防局 |
| 消防力の充実・強化 | ★ | 66-67 | 消防局 |
| 市街地再開発事業 | ★ | 68-69 | 建築都市局 |
| 企業における帰宅困難者対策 | ★ | 68-69 | 危機・産経・消防 |
| 要配慮者支援体制の整備 | ★ | 70-71 | 危機管理室 |
| 介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底 | | 70-71 | 保健福祉局 |
| 医療資器材、医薬品等の備蓄・調達の推進 | | 72-73 | 保健福祉局 |
| 災害拠点病院等の医療機関の確保 | ★ | 72-73 | 保健福祉局 |
| 救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援 | ★ | 74-75 | 保健福祉局 |
| 福祉避難所の設置 | ★ | 74-75 | 保福福祉局 |
| 児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底 | | 76-77 | 子ども家庭局 |
| 救急体制の充実 | ★ | 76-77 | 消防局 |
| 感染症対策推進事業 | ★ | 78-79 | 保健福祉局 |
| 職員に対する防災知識等の普及 | ★ | 80-81 | 危機管理室 |
| 防災資器材の整備 | | 80-81 | 危機管理室 |
| 業務継続体制の確保 | ★ | 82-83 | 危機管理室 |
| 非常用電源の確保 | | 82-83 | 総務・市文 |
| 庁舎設備更新事業 | ★ | 84-85 | 総務局 |
| 総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化 | | 84-85 | 建築都市局 |
| 災害通信の整備 | ★ | 86-87 | 危機管理室 |
| ホームページを活用した情報発信事業 | | 86-87 | 広報室 |
| 国際海上VHF港湾無線 | | 88-89 | 港湾空港局 |
| 消防通信施設の整備及び維持管理 | | 88-89 | 消防局 |
| 企業の事業継続性の確保 | ★ | 90-91 | 危機・産経・消防 |
| 北九州港事業継続計画（北九州港BCP） | ★ | 92-93 | 港湾空港局 |
| 港湾施設等の適切な管理及び水門の閉鎖 | | 92-93 | 港湾空港局 |
| 無電柱化の推進 | ★ | 94-95 | 建設局 |
| 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備 | ★ | 94-95 | 建設局 |
| 下関北九州道路の実現に向けた取組み | ★ | 96-97 | 建築都市局 |
| 消防ヘリコプターの運航体制の充実・強化 | | 96-97 | 消防局 |
| 道路の防災点検 | ★ | 96-97 | 建設局 |
| 道路橋の耐震化 | ★ | 98-99 | 建設局 |
| モノレール長寿命化事業 | ★ | 98-99 | 建設局 |
| エネルギーの確保体制の構築 | ★ | 100-101 | 危機管理室 |
| 水道施設の耐震化 | ★ | 102-103 | 上下水道局 |
| 応急給水能力の向上 | ★ | 102-103 | 上下水道局 |

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|--|--|--|
| フラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | |
| | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | |
| | 7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大 | |
| | 7-3 有害物質の大規模な流出・拡散 | |
| | 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | |
| 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| | 8-2 復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| | 8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ | |

| 推進方針 | KPI 事業 | ページ | 所管する組織 |
|------------------------------------|--------|---------|--------|
| 事故対応能力の向上 | ★ | 102-103 | 上下水道局 |
| 災害用トイレ備蓄事業 | ★ | 104-105 | 環境局 |
| 下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠） | ★ | 104-105 | 上下水道局 |
| 浄化センター・ポンプ場の耐震化 | ★ | 106-107 | 上下水道局 |
| 下水道施設の改築更新 | ★ | 106-107 | 上下水道局 |
| 下水道BCPの策定 | ★ | 108-109 | 上下水道局 |
| 石油コンビナート等における耐災害性の向上 | ★ | 110-111 | 危機管理室 |
| 老朽ため池災害対策事業 | ★ | 112-113 | 産業経済局 |
| 林道側溝の整備清掃 | | 112-113 | 産業経済局 |
| 毒劇物の流出等の防止 | ★ | 114-115 | 保健福祉局 |
| 環境モニタリング・二次災害予防対策 | | 114-115 | 環境局 |
| 危険物の貯蔵及び取扱いの規制等 | ★ | 114-115 | 消防局 |
| 荒廃森林再生事業 | ★ | 116-117 | 産業経済局 |
| 中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業、荒廃農地等利活用促進事業 | | 116-117 | 産業経済局 |
| 災害廃棄物処理体制の整備 | ★ | 118-119 | 環境局 |
| 建設関係の業界団体との災害協定の締結 | | 120-121 | 建設局 |
| 被災宅地危険度判定士の養成 | ★ | 120-121 | 建築都市局 |
| 被災建築物応急危険度判定業務 | ★ | 122-123 | 建築都市局 |
| 被害認定調査体制の整備 | ★ | 122-123 | 危機管理室 |
| ボランティア関係団体との連携強化 | ★ | 124-125 | 危機・保福 |
| 地籍調査事業 | ★ | 126-127 | 建設局 |
| 自主防災組織の推進 | ★ | 126-127 | 消防局 |
| 応急住宅対策 | | 128-129 | 建築都市局 |
| 復興準備体制の構築 | ★ | 128-129 | 危機管理室 |
| 市民相談・問い合わせ対応体制の整備 | | 128-129 | 危機管理室 |

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（1/4）

脆弱性の評価

地域における自主防災体制の整備【危機】 KPI 事業

- 過去の大規模災害の教訓から、自助・共助の力を向上させることが「減災」対策を推進する上で必要であり、地域防災力の育成及び活性化を図るため、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を推進している。
- この事業は小学校区単位で「地区 Bousai 会議」を設置し、住民が主体的に地域の特性を踏まえた議論を進め、命を守るための避難に関する「地区防災計画」を作成するもので、平成26年度から各区1校区、全7校区のモデル事業を行った。
この成果を生かして、市内全校区で地域ぐるみの防災ネットワークが構築できるよう、引き続き取組みを進める必要がある。

現状

- 地区 Bousai 会議の実施地域数 7校区【H28 年度末】

ハザードマップの作成【危機】 KPI 事業

- 市民が地域の災害特性を知り、災害発生時に適切な行動がとれるよう、「北九州市防災ガイドブック」やハザードマップを作成し、土砂災害、河川氾濫、津波などの想定、予定避難所等の場所や災害種別に応じた避難の考え方などについて、市民への周知を進めている。
- 平成17年度から、地域住民参加型の災害図上訓練（DIG）を実施し、地域で大きな災害が発生した場合を想定し、被害や避難路などを地図へ書込み、参加者自身が地域の防災上の長所・短所を理解することによって、避難行動及び事前対策へのイメージを膨らますことができるよう取り組んでいる。
- 災害に関する新たな知見、想定、災害対応での教訓などを踏まえ、防災ガイドブックなどの更新を行うとともにDIGの内容へも反映し、地域で想定される災害や避難行動に関する市民の理解を深めるため、継続的に取り組む必要がある。

現状

- 土砂災害に特化したDIGの実施 57校区【H29 年度末】
- ハザードマップ（土砂災害）の作成・配布【H26 年 6 月】
- 北九州市防災ガイドブックの作成・配布【H27 年 6 月】
- ハザードマップ（津波・遠賀川水系洪水）の作成・配布【H29 年 2 月】

KPI 事業 : 事業の進捗を把握するため、数値目標等を設定した事業

施策の推進方針

地域における自主防災体制の整備【危機】 **KPI 事業**

- 災害から命を守りぬくために、自らの命を守る「自助」意識の醸成や、地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を継続実施し、市内全校区で地区防災計画を作成する。

目標

- ▶ ・地区 Bousai 会議の実施地域数 10 校区程度【毎年度】

ハザードマップの作成【危機】 **KPI 事業**

- 土砂災害警戒区域の変更、水防法に基づく想定最大規模での洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域の公表や災害対応の教訓等を踏まえて、新たな知見に基づくハザードマップの作成や防災ガイドブックなどの更新を行うとともに、D I Gを継続的に実施する。

目標

- ▶ ・土砂災害に特化したD I Gの実施 42 校区※【H29 年度】
※土砂災害警戒区域のある99校区で実施終了

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（2/4）

脆弱性の評価

避難場所等の整備【危機】 KPI 事業

- 災害時の市民の安全かつ迅速な避難のため、予定避難所（489箇所）、一時避難地（286箇所）を災害種別毎に指定し、表示板や案内板等を掲示するとともに、ハザードマップや市のホームページなどで周知を図っている。
- 予定避難所への非常用食糧やミルク、オムツなどの備蓄を進めている。
- 地域住民が避難所での生活や運営を体験する避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）を実施するとともに、熊本地震での避難所運営支援の経験を踏まえて「避難所運営マニュアル」の見直しを行った。
- 今後も、想定される災害や地域の特性を踏まえて適切な避難所を確保するとともに、市民への周知や災害発生時の円滑な開設、運営に向けた避難所運営訓練などに取り組む必要がある。

現状

- ・非常用食糧・飲料水の備蓄（165,870食・56,009ℓ）【H28年度末】
- ・避難所運営訓練等の実施 【毎年度】

市民に対する防災知識等の普及【危機、消防】 KPI 事業

- 市民の防災意識の高揚や防災知識の深化を図るため
 - ・防災フォーラム
 - ・出前講演
 - ・市政だよりでの啓発
 - ・ホームページの充実などを行っている。
- 新たな地域防災の担い手を育成するため、
 - ・市内大学生を対象とする「みんな de Bousai 人材育成事業」
 - ・市民を対象として災害時の危険や避難方法を考えるDIGの実施などに取り組んでいる。
- 今後も様々な事業を通じて、市民の防災意識の向上を図る必要がある。

現状

- ・防災啓発の実施
 - 防災フォーラムの受講者 350人【H28年度】
- ・DIGの実施 55回【H28年度】

施策の推進方針

避難場所等の整備【危機】 KPI 事業

- 予定避難所等の表示板や案内板については、「災害種別避難誘導表示システム（J I S Z 9 0 9 8）」に基づく表示を導入するとともに、引き続き適切な維持管理を行う。
- 災害発生時に避難生活を行えるよう非常用食糧の備蓄や要配慮者用の生活必需品などの備蓄を行い、適切な管理を行う。
- 平常時より、避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）などを通じて、「避難所運営マニュアル」への理解を深め、大規模災害時の円滑な避難所運営を図る。

目標

- ・ 避難所表示板の更新【H31年度完了】
- ・ 非常用食糧・飲料水の備蓄（22,000人分：198,000食・66,000ℓ）
【H29年度完了、以降更新】
- ・ ミルク、オムツなどの生活必需品の備蓄【H31年度完了、以降更新】
- ・ 避難所運営訓練等の実施（毎年1校区以上）【毎年度】

市民に対する防災知識等の普及【危機、消防】 KPI 事業

- 市民の防災意識の高揚を図るため、防災フォーラムや出前講演などの様々な媒体による啓発を継続する。
- 知識を具体的な備えにつなげるため、各家庭や企業等における事前の備えについての啓発を継続実施するとともに、備蓄の考え方、品目、数量の目安などをとりまとめて周知し、備蓄を促進する。
- 新たな地域防災の担い手を育成するため、みん de Bousai 人材育成事業やDIG（J-DIG）を継続するとともに、市内の大学、企業等と連携した防災人材の育成の取り組みを検討する。

目標

- ・ 防災啓発の継続実施【毎年度】
- ・ 備蓄の促進に関する取り組みの実施【H29年度】

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（3/4）

脆弱性の評価

外国人への支援体制の整備【企画、産経】 KPI 事業

- 言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に適切に行動できるよう、災害時の体制を整えるとともに、外国語対応パンフレット等による平常時からの啓発等を行っている。
- 災害時については、外国語による迅速な情報提供のため北九州市の外国語版ホームページで情報発信できる体制を整えている。
- 平常時については、市内に居住する外国人市民向けの防災ハンドブックの多言語版（英中韓ベトナム）を作成・配布し、啓発を行うとともに、外国人市民のための防災講習会を開催し、防災意識の向上を図っている。
- 引き続き、外国人市民の防災意識向上を図るとともに、ホームページの自動翻訳等を活用しながら、より迅速かつ的確な情報提供を行う必要がある。

現状

- 啓発の実施
外国人市民向けの防災ハンドブックの作成・配布【H28 年度】

消防広報【消防】 KPI 事業

- 市民の防火・防災意識の高揚と消防行政への理解促進を目的とし、消防出初式や消防音楽隊定期演奏会等のイベントや、TV・ラジオなどの広報媒体を活用し、火災予防などの消防広報を実施している。
- 住宅火災での高齢者・障害者等の死亡率が高いことから、各種媒体や行事等あらゆる機会を通じて、住宅からの出火防止のための広報を行っている。また、市内の消防隊のうち全警防小隊105隊が高齢者世帯等を直接訪問して、防火指導等を行うことで、火災による死者数の低減と出火危険の排除を推進しており、引き続き、近年の災害状況を踏まえ、その時々に合わせて防火指導等を行っていく必要がある。
- 将来のまちづくりを担う子どもたちが「防火・防災」について学び、家庭・地域生活の中で実践していく力を育むことを目的に、消防局と教育委員会の連携のもと、消防職員が小学校に出向き、「消防のしごと（火事をふせぎ、地震などの災害にそなえる）」をテーマにした「消防士さんといっしょ」の授業を行っており、平成28年度では、対象校（133小学校）全てで実施している。
- 近年の災害の状況などを踏まえ、その時々に応じた啓発内容を盛り込むなど、積極的な取組みを継続実施する必要がある。

現状

- 住宅防火訪問実施件数 1, 187件【H28 年度】
- 消防士さんといっしょ授業の実施率 100%【H28 年度】

施策の推進方針

外国人への支援体制の整備【企画、産経】 KPI 事業

- 外国語対応パンフレットや外国人市民向けの防災ハンドブックの多言語版（英中韓ベトナム）等により啓発等を行う。
- 外国人市民のための防災講習会を開催し、防災意識の向上を図るとともに、ホームページの自動翻訳等を活用しながら、より迅速かつ的確な情報提供を行う。
- 今後、「やさしい日本語」などの導入や平成29年7月に観光庁より示された「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づく訪日外国人への配慮を検討する。

目標

- 啓発の実施【毎年度】

消防広報【消防】 KPI 事業

- 各種広報媒体や行事等のあらゆる機会を通じて、長年、出火原因の上位をしめている放火への対策をはじめ、住宅からの出火防止のための広報等を行うとともに、近年の災害状況を踏まえ、その時々に応じた防火指導等を行う。
- 「消防士さんといっしょ」の授業を対象校（133小学校）全てで実施するとともに、その時々に応じた啓発内容を盛り込むなど、積極的な取組みを継続して実施する。

目標

- 住宅防火訪問実施件数 3,150件【毎年度】
- 消防士さんといっしょ授業の実施率 100%【毎年度】

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（4/4）

脆弱性の評価

学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定【教育】

- 本市立全校・園において、幼児・児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、通学を含めた安全指導及び職員の研修その他学校における安全に関する事項について学校安全計画を策定し、実施している。
- 学校の危機（学校の安全を脅かす事件・事故や災害等）に対する事前の予防対策や危機発生時の迅速な対応、危機収束後の再発防止策の検討に加え、危機管理のための教職員体制の整備や任務分担、対応要領等の確認に資する学校危機管理マニュアルを策定している。
- 上記について、毎年、学校安全管理職研修会を実施し、学校安全及び防災に関する研修を行っており、その中で、学校安全計画及び学校危機管理マニュアルの具体的な更新・加筆内容について周知している。
- 今後もこれらの、更新・加筆等を適切に行うとともに、その内容について教職員への周知を徹底していく必要がある。

現状

- 北九州市立学校・園での更新・策定率 100%【H27年度】

継続的な学校防災教育の推進【教育】 KPI 事業

- 幼児・児童・生徒が自らの命を大切に、場面に応じて主体的に判断し、最善を尽くそうとする態度や率先して行動しようとする力を育むために、本市立全校・園において防災教育を実施している。幼児・児童・生徒の発達段階や生活環境に応じた防災教育を学校安全計画に適切に位置付け、「北九州市防災教育プログラム」を積極的に活用するなど、取組の推進を図っている。
- 具体的には、幼児・児童・生徒が災害時に主体的に行動することができる能力の基礎を培うため、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）に合った具体的な想定での避難訓練を計画し、学期に1回（年3回）以上実施している。
- 各教科（社会、理科、体育科、保健体育科）及び特別活動、総合的な学習の時間、道徳の時間等において、防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、防災教育の充実を図っている。
- 今後とも引き続き、市立全校・園において防災教育の推進を図っていく必要がある。

現状

- 北九州市立学校・園での避難訓練実施率 100%【H27年度】

施策の推進方針

学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定【教育】

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを、年度途中においても必要に応じて、更新・加筆等を行い、その内容について教職員への周知を徹底する。

目標

- ▶・北九州市立学校・園での更新・策定率 100%【毎年度】

継続的な学校防災教育の推進【教育】 KPI 事業

- 「北九州市防災教育プログラム」を積極的に活用するなどの取組を推進する。また、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）に合った具体的な想定での避難訓練を学期に1回（年3回）以上実施する。
- 各教科等において、防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、本市立全校・園において防災教育の推進を図る。

目標

- ▶・北九州市立学校・園での避難訓練実施率 100%【毎年度】

1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生（1/2）

脆弱性の評価

建築物の耐震対策【建都】 KPI 事業

- 地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進している。
- 建築物の耐震化を促進するため、建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行っている。
- 引き続き、建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行っていく必要がある。

現状

- ・住宅の耐震化率 85.2%【H26年度末】
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 85.9%【H26年度末】

民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業

- 地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進し、安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを目指す。
- 民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進するため、住宅の所有者などに対し、耐震化の必要性や補助制度についての周知を行うとともに、市のホームページや情報誌への掲載、また、市民向けのセミナーや建築関係団体との官民連携による講習会を開催するなど、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供などを行っている。
- 引き続き、住宅の所有者などに対して、補助制度のPRや官民連携による講習会の開催など、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行い、耐震化の促進へ繋げる必要がある。

現状

- ・木造戸建て住宅の耐震化率 73.4%【H26年度末】
- ・共同住宅等の耐震化率 93.3%【H26年度末】

施策の推進方針

建築物の耐震対策【建都】 KPI 事業

- 既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進する。
- 建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行う。

目標

- ・住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震化 95%【平成32年度】
- ・耐震性を有しない住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目指す【平成37年度末】

民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業

- 民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進し、安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを目指す。
- 住宅の所有者などに対して、補助制度のPRや官民連携による講習会の開催など、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行い、耐震化の促進を図る。

目標

- ・住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅等）の耐震化率 95%【H32年度末】
- ・耐震性が不十分な住宅をおおむね解消【H37年度末】

1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生（2/2）

脆弱性の評価

特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進【建都】 KPI 事業

- 耐震改修促進法第14条に規定される特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で、災害応急対策活動に必要な建築物（消防関連施設）や多数の市民が利用する建築物で階数2以上又は面積200㎡を超える市有建築物の耐震化を進めている。
- 昭和56年6月の建築基準法の改正以前に建設された旧耐震基準建築物について、建替等の予定施設を除き、平成25年度から平成27年度までの3ヶ年で耐震診断を完了した。対象となる建築物714棟のうち耐震性を有する施設は638棟である。
- 残りの施設の耐震改修については、平成37年度末までの完了を目指して、計画的に耐震化を進める必要がある。

現状

- 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化率 89.4% 【H28年度末】

学校施設耐震補強事業【教育】

- 地震による学校施設の倒壊などから、児童、生徒、教職員等の生命及び身体を保護するため、学校施設に必要な耐震性能を確保できるよう、施設の耐震化を図っている。
- 耐震補強工事が必要とされる施設について工事を進め、平成27年度末までに耐震化工事を完了した。
- 耐震補強については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行う必要がある。

現状

- 学校施設の耐震化 100% 【H27年度末】

施策の推進方針

特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進【建都】 KPI 事業

- 残りの市有建築物の耐震改修については、平成37年度末までの完了を目指して、計画的に耐震化を進める。

目標

- ▶ 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化率 100%【H37年度末】

学校施設耐震補強事業【教育】

- 耐震補強については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行う。

目標

- ▶ 学校施設の適切な維持管理【毎年度】

1-3 大規模な火災による死者の発生（1/3）

脆弱性の評価

平尾台防火帯設置事業【産経】

- 小倉南区平尾台地区において、過去に林野火災、延焼事故が発生した経緯から再発防止のため、防火帯の設置に対し補助金の交付を行っている。
- 森林法第21条に基づいて火入れの許可申請の内容を適正に審査し、火入れ許可書の発行を行い再発防止に努めている。
- 防火帯の設置の補助金交付、許可書の発行により、火入れの責任者に対する安全かつ適正な火入れに関する指示を行うことができ、火入れに関する予防、安全確保の役割を担っている。
- 林野火災や延焼事故の発生を防ぐため、引き続き、関連事務を実施する必要がある。

現状

- 防火帯設置に対する補助金の交付件数 1件【H28年度末】

土地区画整理事業【建都】 KPI 事業

- 宅地の利用増進と公共施設の整備・改善を図るため、土地の区画形質や公共施設の新設・変更を行い、災害に強い健全な市街地を造成し、公共の福祉を増進している。
- 本市の土地区画整理事業は大正7年に旧戸畑市で施行された第一耕地整理に始まり、平成28年3月までに、102地区で事業が施行済である。現在は、市施行による北九州学術・研究都市北部及び折尾の2地区、都市再生機構施行による城野駅北の1地区が施行中である。本市の区画整理事業施行済区域は、4,811.7haで区画整理事業施行区域（施行中を含む）4,983haの96.6%にあたる。
- 区画整理事業施行済区域100%に向け、引き続き、土地区画整理事業の推進を図る必要がある。

現状

- 区画整理事業施行済区域 96.6%【H28年度末】

施策の推進方針

平尾台防火帯設置事業【産経】

- 林野火災や延焼事故の発生を防ぐため、防火帯設置に対する補助金を交付する。

目標

- ・ 適切な防火帯設置の促進【毎年度】

土地区画整理事業【建都】 KPI 事業

- 区画整理事業施行済区域 100%に向け、引き続き、土地区画整理事業の推進を図る。

目標

- ▶ 区画整理事業施行済区域 100%【H37 年度末】

1-3 大規模な火災による死者の発生（2/3）

脆弱性の評価

都市計画マスタープランの運用【建都】

- 風水害、大火等による建築物等の被害を軽減・防止し、市民が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めることが必要であり、都市計画マスタープランでは、防災まちづくりの措置方針を位置づけている。
- 現在、計画の改定を行っており（平成29年度改定予定）、その中で、減災の考え方を盛り込んだ都市防災に関する基本方針を示すこととしており、今後、北九州市都市計画マスタープラン内で示した、都市防災に関する基本方針に沿ったまちづくりを引き続き行う必要がある。

現状

- 都市計画マスタープランの策定【H15年11月】

消防水利の整備・維持管理【消防】 KPI 事業

- 災害対応能力を向上のため、火災発生時に使用する公設消火栓、公設防火水槽、専用送水管などの消防水利の整備及び維持管理を実施している。
- 地震や火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、引き続き、整備及び維持管理を行うとともに、耐震性を有する水利を整備する必要がある。

現状

- 消防水利の整備・維持管理【毎年度】

施策の推進方針

都市計画マスタープランの運用【建都】

- 計画の基本方針を減災の考え方を盛り込んだ都市防災に関する内容に改定し、今後、北九州市都市計画マスタープラン内で示した、都市防災に関する基本方針に沿ったまちづくりを行う。

目標

- ▶ 都市計画マスタープランの改定【H29年度】

消防水利の整備・維持管理【消防】 **KPI 事業**

- 火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、引き続き、消防水利の整備及び維持管理を行うとともに、新設する防火水槽については、耐震性能を有する防火水槽を整備する。

目標

- ▶ 消防水利の整備・維持管理【毎年度】
耐震性防火水槽の整備

1-3 大規模な火災による死者の発生 (3/3)

脆弱性の評価

予防行政【消防】 KPI 事業

① 予防査察

- 病院、百貨店等の防火対象物、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法で定める特定事業所について定期的に予防査察を行うとともに、特に必要のある場合は、特別査察を実施している。
- 予防査察については、毎年度、査察基本計画に目標実施件数を掲げて実施しており、高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、特に防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化・促進を図っている。
- 火災の発生を防止するとともに、火災及び火災以外の災害による被害の軽減を図るため、消防法第8条（防火管理者）及び第36条（防災管理者）に定める防火対象物に置く防火（防災）管理者の資格、指導育成を図るため講習会を開催している。

② 火災原因調査

- 以後の火災予防対策や警防対策に生かすため、消防法第31条に規定する火災の原因調査を実施している。

③ 緊急通報システム

- 高齢者や重度身体障害者が暮らす世帯の火災救急要請などの緊急通報を消防指令センターで直接受信し対応する「緊急通報システム」により、火災・救急による被害の低減を図るとともに、高齢者等が住み慣れた家庭で安心して生活できるよう支援している。
- 継続して市民への火災予防思想の普及を図るとともに、防火・防災管理者講習の実施により資格者の指導育成を図る必要がある。また、緊急通報システムについては、高齢化や焼死事故の実態等をふまえ、さらに事業を充実強化していく必要がある。

現状

- ・査察実施件数 14,303件【H28年度】
- ・緊急通報システムの維持・管理【毎年度】

施策の推進方針

予防行政【消防】 KPI 事業

- 高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化、促進を図る。
- 毎年度、査察基本計画に目標実施件数を掲げて査察を実施する。
- 現状の課題や今後の高齢化の進展等を踏まえ、緊急通報システムがより効果的な事業となるよう、事業の見直しを検討していく。

目標

- ▶ 査察基本計画に掲げる査察実施目標の達成率 100%【毎年度】
- ▶ 緊急通報システム事業の見直し【H31 年度末】

1-4 津波・高潮による死者の発生（1/2）

脆弱性の評価

津波・高潮に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業

- 津波情報や高潮情報、避難情報等の防災情報を効果的に伝達するために、地域住民へ一斉に通報が可能で、災害に強い情報伝達手段である同報系防災行政無線（住民に防災情報の放送を行う防災スピーカー）38基を平成26年度に設置し維持管理を行っている。
- 道路標識への海拔表示板の設置及び一時避難地や予定避難所の表示板に標高（海拔）を掲載してきた。
- 平成28年2月に福岡県津波浸水想定が公表されたことに伴い、津波からの避難の目安とするため、平成29年2月に津波ハザードマップを作成し対象地域へ配布するとともに、津波浸水想定内に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。
- 避難情報等の防災情報を効果的に伝達するため、引き続き同報系防災行政無線を適切な状態で維持管理を行うとともに、津波、高潮に関する市民への周知・啓発に取り組む必要がある。

現状

- ・市内38基の同報系防災行政無線の設置及び管理【H28年度】
- ・新たな知見に基づく、警戒避難体制の検討
- 津波ハザードマップの作成・配布【H28年度】

漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業【産経】 KPI 事業

- 津波・高潮から背後地を守るため、漁港区域内の防波堤、護岸等の施設整備により機能強化を図り災害被害を防ぐとともに、海岸保全施設の機能回復及び強化を図っている。
- 漁港区域内における施設の機能強化保全計画について策定を完了しており、計画に基づいて機能強化（護岸嵩上げ、胸壁嵩上げ等）事業を進めている。
- 機能強化事業の完了後、定期点検を実施するとともに予算確保に努め適切な施設の維持管理を行う必要がある。

現状

- ・漁港区域内における機能強化事業の進捗率 約90%【H28年度】

施策の推進方針

津波・高潮に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業

- 避難情報等の防災情報を効果的に伝達するため、要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。
- 今後、福岡県が作成する高潮による浸水想定に基づき、ハザードマップを作成し対象地域に配布する。
- 福岡県による津波災害警戒区域の指定が行われた後、ハザードマップと合わせて周知を実施する。

目標

- ▶ ・新たな知見に基づく、警戒避難体制の検討【毎年度】

漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業

【産経】 KPI 事業

- 津波・高潮から背後地を守るため、漁港区域内の防波堤、護岸等の施設整備により機能強化を図り災害被害を防ぐとともに、海岸保全施設の機能回復及び強化を図る。
- 漁港区域内における施設の機能強化（護岸高上げ、胸壁高上げ等）事業を推進する。
- 機能強化事業の完了後、定期点検を実施するとともに、適切な施設の維持管理を行う。

目標

- ▶ ・漁港区域内における機能強化事業の進捗率 100%【H29年度】

脆弱性の評価

海岸（高潮）事業【港湾】 KPI 事業

- 門司区の白野江地区及び新門司北地区は、平成11年に発生した高潮により500棟を超える住宅・物流倉庫が浸水するなど甚大な被害を受けた地区である。これを受け、高潮等の災害から市民の生命・財産を守るとともに立地企業の経済活動を維持することを目的に、平成13年度から臨海部において護岸整備を進めている。
- 現在、本事業では白野江地区（護岸整備 L=430m、防護面積 A=14ha）及び新門司北地区（護岸整備 L=1,270m、防護面積 A=74ha）の護岸整備を重点的に取り組んでおり、特に白野江地区は、市営住宅や市民センターなどが立地する人口集積地であることから、優先的に整備を進めている。
- 近年の異常気象による災害リスクの増大を受け、災害対策の重要性・緊急性は益々高まってきており、引き続き国との連携を図りつつ、計画的かつ早期に護岸整備を進める必要がある。

現状

- ・護岸整備率 42.3%【H28年度】
- ・これまでの護岸整備状況
 - 白野江地区 : H13~19 護岸整備済み延長 L=950m
 - 新門司北地区 : H18~25 護岸整備済み延長 L=1,790m

施策の推進方針

海岸（高潮）事業【港湾】 KPI 事業

- 国との連携を図りつつ、計画的かつ早期に護岸整備を進める。

目標

- ・護岸整備率 100%【H31年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（1/4）

脆弱性の評価

河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備【危機、建設】 KPI 事業

- 北九州市水防計画に基づき、市災害対策本部と水防本部との連携を図り、河川氾濫等への警戒体制を構築している。
- 降雨量や河川の水位を避難勧告等の判断の参考とするため、雨量計・水位計を設置し、国・県が設置した機器とあわせて観測データを監視するとともに、市ホームページで公表している。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。
- 市水防計画について、毎年度見直しを行うとともに、雨量計・水位計が常時適切に稼動するよう、引き続き適切な維持管理を行う必要がある。

現状

- ・雨量計・水位計の維持管理【毎年度】
- ・遠賀川ハザードマップを活用した防災訓練の実施【H28年度】

河川改修事業の推進【建設】 KPI 事業

- ゲリラ豪雨や都市化の進展に起因する浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進している。
- 平成21年、22年の豪雨により浸水被害が発生した河川の重点的な整備をはじめ、優先度の高い河川について護岸工事等を行い、河川整備の進捗を図っている。
- 河川毎に計画している降雨（1時間で50～70mm程度）に対応できる状態を目指し、河川の拡幅や河床の掘削等を行った。
- 引き続き、河川の拡幅や河床の掘削等を行うことにより、治水対策を進める必要がある。

現状

- ・河川整備率 85.0%【H28年度】

施策の推進方針

河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備【危機、建設】 KPI 事業

- 雨量計や水位計が常時適切に稼動するよう、引き続き適切な維持管理を行う。
- 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や、ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。

目標

- ハザードマップを活用した防災訓練の実施【毎年度】

河川改修事業の推進【建設】 KPI 事業

- ゲリラ豪雨や都市化の進展に起因する浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進する。
- 優先度の高い河川について護岸工事等を行い、河川整備の進捗を図るとともに、引き続き、河川の拡幅や河床の掘削等を行うことにより、治水対策を推進する。

目標

- 河川整備率 100%【H45年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（2/4）

脆弱性の評価

北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン（100mm/h 安心プラン）【建設】 **KPI 事業**

- 神嶽川流域市街地を主として、ゲリラ豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川と下水道が連携したハード整備とともに、防災情報の周知などのソフト対策を併せて実施しており、計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間である。
- 河川整備は、紫川の河床掘削をするとともに、神嶽川における旦過市場のまちづくりと併せた川底の掘削、護岸の整備等により、雨水を安全に流すこととしている。（進捗率は29%）
- 下水道整備は、雨水管や雨水貯留管等の整備により、速やかに雨水を排水する。（進捗率は7.0%）プランの実施により、平成25年7月3日豪雨と同規模の出水において、小倉都心部の浸水戸数が312戸から23戸まで減少することとなる。
- 対象とする降雨に対して、流域内の浸水被害の軽減や浸水エリアの縮小を図り、治水安全度の向上を目指し、引き続き、河川と下水道が連携して整備を実施する必要がある。

現状

- ・100mm/h 安心プランの進捗率 23.0%【H28年度】

河川情報システム【建設】

- 河川に設置した水位計及び監視カメラにより収集した水位等のリアルタイムな情報をインターネットの「防災情報北九州」や「福岡県防災情報」で市民に公表している。
- これにより、市が適切な現場対応や避難勧告発令などの防災対応を行うことができ、また市民が河川氾濫に備えた事前準備や自主的な避難行動をとることができることとなっている。
- 河川情報システムが常時適切に稼動するよう、引き続き、各設備等の維持管理を行う必要がある。

現状

- ・インターネットを通じた河川水位監視体制の整備【H28年10月】

施策の推進方針

北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン（100mm/h 安心プラン）【建設】 KPI 事業

- 対象とする降雨に対して、流域内の浸水被害の軽減や浸水エリアの縮小を図り、治水安全度の向上を目指し、引き続き、河川と下水道が連携して整備を実施する。

目標

- ▶ ・100mm/h 安心プランの進捗率 100%【H36 年度】

河川情報システム【建設】

- 河川情報システムが常時適切に稼動するよう、引き続き、各設備等の適切な維持管理を行う。

目標

- ▶ ・インターネットを通じた河川水位監視の実施【毎年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（3/4）

脆弱性の評価

水防法に基づく施設の所有者または管理者に対する周知啓発【建設】 KPI 事業

- 水防法に基づき地域防災計画に定める事業者の用途及び規模の規定と、計画書等の作成に関する要綱を定めている。この要綱に基づき、該当する事業所に対して避難の確保や浸水防止のための措置に関する計画の作成等について報告書の提出を求めているほか、浸水想定区域に立地する事業所に向けた説明会の開催や、出水期前の洪水災害防止の啓発、防災メールの登録、避難計画作成及び避難訓練実施に関する資料を送付している。
- 引き続き、対象となる施設向けの説明会の開催や、各種啓発等を行う必要がある。

現状

- ・ 防災メール登録、避難計画作成依頼件数実施率 100%【H28年10月】

国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練【建設】 KPI 事業

- 市水防計画に指定している重要水防箇所等の、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所の水防巡視や、出水期に備えた情報伝達訓練を実施している。
- 国、県、市及び関係機関で重要水防箇所等を巡視するとともに、国、県、市で連携した情報伝達訓練の実施や、内水、外水被害を想定したシミュレーション訓練を実施している。
- 引き続き、毎年度出水期前の巡視や関係機関との連携を図る必要がある。

現状

- ・ 出水期前の水防巡視の実施【毎年度】

アンダーパスの安全対策【建設】 KPI 事業

- アンダーパスにおける車両の水没は生命に関わる重大な事故であるため、冠水警報装置等の機器を整備するとともに、市政だよりやラジオ等で情報発信し市民に対し注意喚起を行っている。
- 路面表示、側面の水深表示、赤色回転灯は25箇所、監視カメラは15ヶ所、大型の冠水警報表示板は6ヶ所について設置済みである。
- 市民への注意喚起を目的に、引き続き、市政だよりやラジオ等で情報発信を実施する必要がある。

現状

- ・ アンダーパスに関する注意喚起の実施【毎年度】

施策の推進方針

水防法に基づく施設の所有者または管理者に対する周知啓発【建設】 KPI 事業

- 浸水想定区域に立地する事業所向けの説明会の開催や、各種啓発等を行う。

目標

- ▶ ・ 防災メール登録、避難計画作成依頼実施率 100%【毎年度】

国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練【建設】 KPI 事業

- 引き続き、毎年度出水期前の巡視や関係機関との連携を図る。

目標

- ▶ ・ 出水期前の水防巡視の実施【毎年度】

アンダーパスの安全対策【建設】 KPI 事業

- 引き続き、市政だよりやラジオ等で情報発信を実施する。

目標

- ▶ ・ アンダーパスに関する注意喚起の実施【毎年度】

脆弱性の評価

浸水被害の最小化【上下水】 KPI 事業

- 10年に1度の降雨（53mm/h）に対して浸水の無い雨に強いまちをつくるため、効率的かつ効果的に雨水整備を進めている。
- 平成25年7月豪雨等により浸水した地区や浸水危険性の高い地区について、雨水管や雨水ポンプ、雨水調整池等の整備を行い、浸水被害の最小化を図っている。
- 引き続き、災害時に住民が迅速な行動がとれるよう、河川部局と連携し、防災ハザードマップの掲示や防災情報の周知・啓発を行うなど、ソフト対策を組み合わせながら、浸水被害の軽減に向け総合的な浸水対策を推進する必要がある。

現状

- ・ 雨水整備率 71.7%【H28年度末】

施策の推進方針

浸水被害の最小化【上下水】 **KPI 事業**

- 引き続き、災害時に住民が迅速な行動がとれるよう、河川部局と連携し、防災ハザードマップの掲示や防災情報の周知・啓発などのソフト対策を実施するとともに、雨水管や雨水ポンプなどの雨水整備を行い、総合的な浸水対策を推進する。

目標

- ▶ **雨水整備率 73%【H32年度末】**

1-6 土砂災害による死者の発生（1/3）

脆弱性の評価

土砂災害に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業

- 平成26年8月に発生した広島市豪雨災害や土砂災害防止法の改正を踏まえ、土砂災害（特別）警戒区域に居住している市民の防災意識を醸成するとともに、個人や地域としての具体的な備えや判断力の強化を目的に、平成27年度から土砂災害を想定したDIG（土砂DIG）を実施している。
- 土砂災害（特別）警戒区域に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。
- 降雨量を避難勧告等の判断の参考とするため、市内に雨量計を設置し、観測データの監視、公表を行っている。
- 土砂災害警戒区域に位置する校区は99校区あり、引き続き、土砂災害を想定したDIG（土砂DIG）を実施するとともに、要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備、雨量計の適切な維持管理に取り組む必要がある。

現状

- 土砂DIG実施地域数 57校区【H28年度末】

治山事業【産経】

- 治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るうえで必要不可欠な事業である。具体的には、災害等で崩れた、若しくは、崩れる恐れがある山腹や溪間に、土留工や治山ダム等の構造物を設置して、土砂の流出や山の崩壊を防止するもので、地域住民の要望により行われる事業である。一般的に、要望から事業実施まで2～3年程度を要する。この事業は昭和10年より進めてきており、平成27年度末における本市の施工実績は約1,200箇所である。事業主体が県であり、市は、「市内の意見集約と県への要望」及び「土地所有者や地元等関係者との調整」を行っている。
- 今後もこれまで同様、事業主体である県に治山事業の早期実施に向けて要望していくとともに、市が事業主体となる「小規模な治山事業」についても対応を検討していく必要がある。

現状

- 地域住民からの治山要望を収集、事業化【毎年度】

施策の推進方針

土砂災害に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI事業

- 土砂災害を想定したDIG（土砂DIG）を対象となる全99校区で実施するとともに、要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備、雨量計の適切な維持管理を行う。

目標

- ▶ 土砂DIG実施地域数 99校区【H29年度】
- ▶ 要配慮者利用施設への情報配信体制の整備【H29年度】

治山事業【産経】

- 今後も事業主体である県に治山事業の早期実施に向けて要望していくとともに、市が事業主体となる「小規模な治山事業」についても対応を検討していく。

目標

- ▶ 地域住民からの治山要望を収集、事業化【毎年度】

1-6 土砂災害による死者の発生（2/3）

脆弱性の評価

宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導【建都】

- 宅地造成等規制法に基づき一定の規制区域を定め、その区域内の宅地造成工事又は既成宅地に起因する崖くずれ及び土砂の流出による災害を防止する。許可工事に対する規制（一定の宅地造成工事の申請に対して審査し許可）及び既成宅地に対する規制（宅地の所有者等に対して必要に応じて安全な状態を保つよう指導）を実施している。
- 都市計画法では、市街化区域（優先的かつ計画的に市街化を図る区域）と、市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）ごとに、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な市街化を図るため一定の基準により開発行為を制限している。市街化区域に対する規制については、開発行為の申請に対して審査し許可するものであり、市街化調整区域に対する規制については、開発行為、建築行為の申請に対して審査し許可するものである。
- 引き続き、両法に基づく災害防止の措置の指導を行う体制を整えていく必要がある。

現状

- ・両法に基づく災害防止の措置の指導【毎年度】

宅地防災月間【建都】

- 日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自らの確かな行動をとることが必要であるため毎年6月にポスター等を活用して防災知識等の普及を図っている。
- 引き続き、市民への防災意識の普及を図るため、宅地防災月間等でポスター等を活用して啓発を行う必要がある。

現状

- ・宅地防災月間の実施【毎年度】

大規模盛土造成地の把握【建都】 KPI 事業

- 大規模盛土造成地の有無を調査し、住民（所有者等）に情報提供するため、大規模盛土造成地マップの作成に向けて、福岡県、福岡市、久留米市との連絡調整を図っている。
- 今後、大規模盛土造成地マップの公表に向けた、調査等を着実に進める必要がある。

現状

- ・連絡協議会の実施及び他都市の状況調査【H28年度】

施策の推進方針

宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導【建都】

- 引き続き、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づく災害防止の措置の指導を行う体制を整えていく。

目標

- ▶ 両法に基づく災害防止措置の指導の実施【毎年度】

宅地防災月間【建都】

- 引き続き、市民への防災意識の普及を図るため、宅地防災月間等でポスター等を活用して啓発を行う。

目標

- ▶ 宅地防災月間の実施【毎年度】

大規模盛土造成地の把握【建都】 **KPI 事業**

- 平成 29 年度に予備調査（基礎資料の整理）を実施、平成 30 年度に本調査（1 次スクリーニング）を実施、平成 31 年度に大規模盛土造成地マップを作成、平成 32 年度に大規模盛土造成地マップの公表を行う。

目標

- ▶ 大規模盛土造成地マップの公表【H32 年度】

1-6 土砂災害による死者の発生（3/3）

脆弱性の評価

北九州市宅地防災工事資金融資制度【建都】

- 災害対策基本法、宅地造成等規制法、建築基準法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、防災工事を行うように勧告等を受けた者が防災工事を行う場合等に、必要な資金の融資を実施している。
- 制度を創設した昭和47年度からこれまで200件以上の融資実績があり、平成23年7月に「復旧工事」に対する融資の新設、さらに平成27年5月に融資条件の緩和を行った。
- 引き続き、融資が必要で要件を満たす人に対して提供できる体制を整えておく必要がある。

現状

- ・融資が必要で要件を満たす人に対して提供できる体制構築【H28年度】

がけ地近接等危険住宅移転事業【建都】

- 土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の除却並びに代替住宅の建設等に要する経費を補助するものであり、平成26年3月に補助制度を創設した。
- 引き続き、ホームページ・刊行物への掲載やリーフレットの配布等により、補助制度の周知を図っていく必要がある。

現状

- ・補助制度の創設【H26年3月】

施策の推進方針

北九州市宅地防災工事資金融資制度【建都】

- 融資が必要で要件を満たす人に対して提供できる体制を整えるとともに、国の動向などを見ながら、がけ崩れなどの被害への対応を検討する。

目標

- ・融資に必要な体制の継続【毎年度】

がけ地近接等危険住宅移転事業【建都】

- 引き続き、ホームページ・刊行物への掲載やリーフレットの配布等により、補助制度の周知を図る。

目標

- ・補助制度の周知の実施【毎年度】

1-7 情報伝達の不備による死者の発生（1/2）

脆弱性の評価

適時適切な避難勧告等の発令【危機】 KPI 事業

- 国の「避難勧告等に関するガイドライン」や災害対応の教訓などを踏まえ、命を守るために早めの避難勧告等の発令に取り組んでいる。
- その前提となる気象情報の収集や市民の避難に必要な職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」を毎年見直し、参集体制には万全を期すこととしている。
- 平成21年度の大雨災害を契機に、区対策部（区役所）の災害対応力の強化及び関係部局との連携強化を目的とした、風水害シミュレーション訓練を毎年各区で実施している。
- 今後も避難勧告等の迅速かつ円滑な発令のため、動員配備の見直しやシミュレーション訓練などに継続的に取り組む必要がある。

現状

- ・災害動員計画の見直し【毎年度】
- ・出水期前の風水害等防災シミュレーション訓練の実施【毎年度】

被害状況の収集・伝達体制の構築【危機】 KPI 事業

- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市関係部局や関係機関と緊密な連絡を取り、市域に係る災害の被害状況等を迅速かつ確実に収集伝達するため、『総合防災情報システム』を運用している。
- 災害時に適切に作動するよう、適切な維持管理を継続的に行う必要がある。

現状

- ・総合防災情報システムの維持管理【毎年度】
- ・総合防災情報システムの操作訓練【毎年度】

災害広報体制の整備【危機】

- 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、登録制防災メールの活用や防災に特化したホームページ「防災情報北九州」の運用、テレビ・ラジオ等の放送局との協定に基づき災害に関する放送要請を行うなど、情報伝達手段の多重化を図っている。
- 災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う必要がある。

現状

- ・防災ホームページ「防災情報北九州」の維持管理【H28年度】

施策の推進方針

適時適切な避難勧告等の発令【危機】 KPI 事業

- 毎年の災害対応を踏まえ、動員配備や災害対応の向上について不断の検討、見直しを行うとともに、風水害シミュレーション訓練を毎年度継続して実施し、迅速・円滑で適切な避難勧告等の発令ができる体制を確保する。

目標

- ▶ 全行政区での風水害シミュレーション訓練の実施【毎年度】

被害状況の収集・伝達体制の構築【危機】 KPI 事業

- 災害時に総合防災情報システムが適切に作動するよう、適切な維持管理を行うとともに、職員のシステムへの習熟を図るため操作訓練を実施する。

目標

- ▶ 総合防災情報システムの操作訓練の実施【毎年度】

災害広報体制の整備【危機】

- 災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う。

目標

- ▶ 災害、防災情報に関するシステム、体制の維持【毎年度】

1-7 情報伝達の不備による死者の発生（2/2）

脆弱性の評価

台風タイムラインの運用【危機】 KPI 事業

- 台風は進路の予測が可能なことから、接近・上陸の想定に基づき、予め災害対応体制の設置や避難勧告等の発令などの対応を時系列的に整理する「台風タイムライン」を平成27年度に策定し運用している。
- 現在のタイムラインは暫定的なものであり、今後、運用の実績などを踏まえた本格的なタイムラインを策定する必要がある。

現状

- ・ 台風タイムラインの策定【H27年度】

報道機関への災害に関する情報提供【広報】

- 災害発生時及び災害発生が予測される際に、警戒体制に関することや、放送要請に基づく避難情報及び災害概況等を、速やかに報道機関へ情報提供する体制を整えている。具体的には、報道機関への情報提供において、FAXや電子メールを使用して情報を提供する体制を整えている。
- 引き続き、災害時でも迅速適切に情報提供できる体制を整えておく必要がある。

現状

- ・ 報道機関への情報提供体制の維持【毎年度】

施策の推進方針

台風タイムラインの運用【危機】 KPI 事業

- 暫定タイムラインの運用実績を踏まえ、災害対応のタイミング、内容の精査、関係機関等との連携などの整理を行い、本格的なタイムラインを策定する。

目標

- ▶ ・ 台風タイムラインの見直し【H29 年度】

報道機関への災害に関する情報提供【広報】

- 引き続き、災害時でも迅速適切に情報提供できる体制を整える。

目標

- ▶ ・ 情報提供体制の維持【毎年度】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない）

2-1 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止（1/1）

脆弱性の評価

必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備【危機】 **KPI 事業**

- 小倉東断層での地震による避難者・約 22,000 人に対応した非常用食糧（198,000 食）と飲料水（66,000 リットル）の備蓄を平成 29 年度に完了するとともに、平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、ミルクやオムツなどの備蓄を平成 29 年度から開始する。
- 市内企業と協定を締結し、生活必需物資等の供給や、支援物資を集積管理・仕分けから配送までを実施する体制を整備している。
- 引き続き、計画のとおり食糧、飲料水などの備蓄を進めるとともに、民間企業との協定については、実効性の向上を図る必要がある。

現状

- ・非常用食糧・飲料水の備蓄（165,675 食・57,976ℓ）【H28 年度末】
- ・災害時における生活必需物資等の供給に関する協定締結【H18 年度】
- ・災害時の物流対策に関する民間企業との協定締結【H20 年度】

施策の推進方針

必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備【危機】 KPI 事業

- 食糧、飲料水やミルク、オムツなどの備蓄、更新を着実にを行うとともに、民間企業との協定については、定期的な連絡体制の確認や訓練を通じて、緊密な連携体制の構築と実効性の向上を図る。

目標

- ▶ 非常用食糧・飲料水の備蓄（198,000食・66,000ℓ）の確保【H29年度、以降更新】
- ▶ ミルク、オムツなどの生活必需品の備蓄の確保【H31年度、以降更新】
- ▶ 物資の配送訓練の実施【H29年度】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（1/3）

脆弱性の評価

各種防災訓練の実施【危機】 KPI 事業

- 風水害、地震等の大規模災害時において、市民、防災関係機関、各種団体及び民間企業等が連携し、円滑な災害対応を行うために全市、区、地域といった様々な単位で多様な形態の防災訓練を実施している。
- 市総合防災訓練は、関係機関等と調整のうえ災害想定や訓練手法等を決定し、毎年実施しており、区防災訓練は、区ごとの災害特性や過去の災害状況を踏まえて、毎年全区で実施している。
- 今後とも、危機管理能力、防災対応力を向上させるため、多様な防災訓練を継続的に実施する必要がある。

現状

- ・訓練参加人数 4, 486人【H28年度】

防災活動の支援拠点の整備【建設】 KPI 事業

- 災害時に避難地となる都市公園（広域避難地（概ね10ha以上）、一時避難地、緊急避難地）、及び災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園（広域防災拠点、地域防災拠点）については、「北九州市 緑の基本計画」を踏まえながら整備を推進している。
- 現在、防災拠点に指定している都市公園は、広域防災拠点が2箇所、地域防災拠点が13箇所の計15箇所、広域避難地が24箇所、一時避難地が121箇所の計145箇所となっている。
- 今後も、これら既存の都市公園の活用を主体に、避難地や災害復旧等の拠点としての整備を進める必要がある。

現状

- ・都市公園で指定している防災拠点と避難地数 160箇所【H28年度末】

施策の推進方針

各種防災訓練の実施【危機】 KPI 事業

- 危機管理能力、防災対応力を向上させるため、多様な防災訓練を継続的に実施する。

目標

- ▶ 訓練参加人数 3,000人【毎年度】

防災活動の支援拠点の整備【建設】 KPI 事業

- 今後も、これら既存の都市公園の活用を主体に、避難地や災害復旧等の拠点としての整備を進める必要がある。

目標

- ▶ 都市公園で指定している防災拠点と避難地数 161箇所【H35年度】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（2/3）

脆弱性の評価

救助体制の強化【消防】

- 各種災害に安全・確実・迅速に対応するために必要なレスキュー用機械器具の整備、点検校正を実施しており、各救助隊等の災害活動力の維持及び向上を図っている。特に、大規模災害発生時に検索活動や安全管理に使用される高度救助用器具を市内二ヶ所に配置するとともに、災害対応能力向上のための各種訓練及び研修を実施している。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊等の災害派遣や本市での大規模災害に対応するため、災害対応や後方支援活動に必要な資器材を整備している。
- 引き続き、計画的に資器材を整備し配置する必要がある。

現状

- ・高度救助用器具を市内二ヶ所に配置【H28年度】

消防団の充実強化【消防】 KPI 事業

- 消防団の充実強化を図るため、狭隘及び老朽化した消防団施設を計画的に整備している。
旧耐震基準で建築された消防団施設（計38施設）について、平成25年度から平成27年度に実施した耐震診断の結果に基づき、耐震化が必要と判断された26施設のうち、耐震補強工事により耐震化を図る施設は、平成29年度から順次、耐震補強工事を実施するとともに、建替えにより耐震化を図る施設については、用地を確保できた施設から移転新築し、平成33年度を目標に消防団施設の耐震化を図ることとしている。
- 災害に備え、非常備車両（消防団の消防自動車等）103台の更新、整備及び維持管理を行っており、消防団員の安全活動のため、消防団員の給貸与品及び非常備活動用資器材の整備改善を行っている。
- 地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るため、引き続き、計画的な施設及び車両の整備を行うとともに、若者が魅力を感じる消防団づくりを推進し、入団促進と機能強化を図る必要がある。

現状

- ・消防団施設の耐震化 72.6%【H28年度】
- ・消防団員の充足率 95.9%【H29年4月】

施策の推進方針

救助体制の強化【消防】

- 引き続き、計画的に資器材を整備し配置する。

目標

- ・資器材の整備・配置【毎年度】

消防団の充実強化【消防】 **KPI 事業**

- 引き続き、計画的な施設及び車両の整備を行う。
- 消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の周知を図るとともに、地域の祭りや大学等における入団募集、事業所や大学事務所等への働きかけやSNS等広報媒体を活用したPRなどを通して、消防団への加入促進を図る。
- 既存の消防団員（基本団員）の補完的役割や若者や女性、シニアや技能を有する者など、多様な市民が参加しやすい環境づくりの一環として特定の活動に従事する機能別団員制度の導入について検討し、消防団員の増員と消防団の機能強化を図る。

目標

- ▶ ・消防団施設の耐震化 100%【H33年度】
- ▶ ・消防団員の充足率 96.0%【H32年4月】

脆弱性の評価

消防力の充実・強化【消防】 KPI 事業

- 人口動態や都市構造の変化など、消防を取り巻く環境に柔軟に対応できるよう、消防署の整備を計画的に進めるとともに、大規模災害時や特殊・複雑化する災害時に効果的な部隊運用を行うため、消防隊等の増隊や配置の見直しを行うこととしており、耐震性の確保などを目的に消防庁舎の建替えを行うとともに、火災や救急等の消防需要を分析し、救助隊等の配置の見直しや救急隊の増隊等について検討している。
- 災害対応の拠点となる消防施設の耐震化については、耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事及び建て替えを計画的に行い、建て替えを除き平成28年度に完了した。
- 消防庁舎を適正に維持するため、定期点検を実施し、修繕・改修等を行うとともに、自家用発電設備の設置や燃料備蓄等、電力供給停止時の消防機能の維持を進めている。
- 災害対応に備え、消防局保有の消防自動車等194台（ヘリコプターを除く）の更新、整備及び維持管理を行っている。
- 火災や救急等の消防需要から、消防力の効率的な運用を図るため、消防隊等の増隊や配置の見直しを適宜行う必要がある。

現状

- ・建て替えを除く消防署所の耐震化完了【H28年度末】
- ・消防署等の適切な維持管理【毎年度】

施策の推進方針

消防力の充実・強化【消防】 **KPI 事業**

- 計画的な消防署・消防自動車等の整備や消防隊等の増隊・配置の見直しを適宜行う。

目標

- ▶ 消防署等の適切な整備・維持管理【毎年度】

2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生（1/1）

脆弱性の評価

市街地再開発事業【建都】 KPI 事業

- 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与するため、本市の市街地再開発事業は、都心の小倉地区、副都心の黒崎地区を中心に10地区で事業が完了している。
- 現在は、本市の玄関口であるJR小倉駅小倉城口の駅前広場東側に隣接する約0.63haの区域で、「小倉駅南口東地区市街地再開発事業」を実施しており、この事業において、駅前の滞在者を一時的に確保できる機能を持たせるよう事業を行う必要がある。

現状

- ・小倉駅南口東地区市街地再開発事業における帰宅困難者対策の検討【H28年度】

企業における帰宅困難者対策【危機・産経・消防】 KPI 事業

- 大規模災害時に、交通機関の運行停止や道路の通行不能により帰宅できない多数の帰宅困難者の発生による混乱を回避するため、企業等における帰宅抑制が必要であり、そのための企業での様々な備蓄や滞在場所の確保などの対策を進める必要がある。
- 今後、企業等での具体的な対策などを整理し、働きかけを進める必要がある。

現状

施策の推進方針

市街地再開発事業【建都】 KPI 事業

- 「小倉駅南口東地区市街地再開発事業」において、駅前の滞在者を一時的に確保できる機能を持たせるよう事業を行う。

目標

- ▶ ・ 小倉駅南口東地区市街地再開発事業における帰宅困難者対策の実施【H33 年度】

企業における帰宅困難者対策【危機・産経・消防】 KPI 事業

- 企業の帰宅困難者対策について、考え方や具体的な取り組みを整理したガイドラインや備蓄に関する計画を策定し、啓発を推進する。

目標

- ▶ ・ 帰宅困難者対策に関するガイドライン等の策定、啓発実施【H30 年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（1/4）

脆弱性の評価

要配慮者支援体制の整備【危機】 KPI 事業

- 災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進するため、災害対策基本法及び国の取組指針を踏まえ、災害発生時に自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成しており、平成26年度より避難支援等関係者への提供を開始し、概ね完了している。
- 避難行動要支援者ごとに作成する避難支援個別計画の作成数は158件であり、十分に進んでいない現状であることから、この個別計画の作成が進むようサポートを行う必要がある。

現状

- 避難支援個別計画の作成数 延べ158件【H28年12月】

介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【保福】

- 介護保険施設、障害福祉サービス事業所及び救護施設等は、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるよう指導を行っている。
- 介護保険施設等については、平成28年11月8日付けで、全介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームに対して、非常災害時の体制整備の強化・徹底について、通知を行っている。
- 障害福祉サービス事業所等については、平成28年9月13日付けで市内の障害福祉サービス事業所470事業所に対して、非常災害時の体制整備の強化・徹底について、通知を行うとともに、災害対応マニュアルの整備状況について調査を行い、未作成の事業所に対し、マニュアルの作成を指示した。
- 救護施設については、避難計画をすでに策定済みであり、これにそって災害時における安全対策に努めるよう指導している。
- 各施設に対して、継続して通知・指導等を適宜行う必要がある。

現状

- 各施設等への通知・指導等の体制整備【H28年10月】

施策の推進方針

要配慮者支援体制の整備【危機】 **KPI 事業**

- 各区役所や消防署で地域による避難支援の取組みについての助言などにより、避難支援個別計画の作成を推進する。

目標

- ・避難支援個別計画の作成の促進【毎年度】

介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【保福】

- 介護保険施設、障害福祉サービス事業所及び救護施設等に対して、継続して通知・指導等を適宜行う。

目標

- ▶施設への通知、指導等の実施【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（2/4）

脆弱性の評価

医療資器材、医薬品等の備蓄・調達推進【保福】

- 災害発生時において、救護班（DMAT、JMAT を含む）が携行する医療用資器材及び医薬品等を確保する必要がある。
- これまでに、市立医療センター及び市立八幡病院において、医療用資器材及び医薬品を備蓄しているほか、市薬剤師会においても医薬品を備蓄している。また、県も医薬品等を備蓄しており、管理を県医薬品卸業協会及び県医療機器協会に委託している。
- 引き続き、医療用資器材及び医薬品の備蓄や調達体制を整えるなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。

現状

- **災害発生時に必要となる医療用資器材及び医薬品等の確保【毎年度】**

災害拠点病院等の医療機関の確保【保福】 KPI 事業

- 災害発生時に、速やかに医療体制を構築できるように、災害拠点病院をはじめとした医療機関の被災状況等を把握する必要がある。
そのため、市医師会医療救護計画の改訂を行い、災害時の医療体制の司令塔として、市立八幡病院内に「災害医療・作戦指令センター（DMOC）」を設置し、災害時の医療機関情報の収集及び医療機関との調整を担うこととした。
- 継続治療が必要な患者への対応のため、人工透析装置を有する医療機関情報を上下水道局へ提供する体制を整えている。
- 引き続き、DMOC 机上訓練等の実施により市医師会医療救護計画の検証を行うなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。

現状

- **DMOC 机上訓練の実施【H28年12月】**

施策の推進方針

医療資器材、医薬品等の備蓄・調達推進【保福】

- 医療用資器材及び医薬品の備蓄や調達体制を整えるなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る。

目標

- ・災害時医療体制の維持、整備に必要な資器材等の確保【毎年度】

災害拠点病院等の医療機関の確保【保福】 **KPI 事業**

- DMOC 机上訓練等の実施により市医師会医療救護計画の検証を行うなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る。

目標

- ▶ DMOC 机上訓練等の実施【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（3/4）

脆弱性の評価

救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援【保福】 KPI事業

- 災害発生時に、速やかに医療救護活動が行えるよう、DMAT、JMAT等をはじめとした救護班を編成し、重症度に応じた医療提供体制を構築することとしている。
- 市医師会医療救護計画の改訂を行い、災害時の医療体制の司令塔として、市立八幡病院内に「災害医療・作戦指令センター（DMOC）」を設置することとし、救護活動全体に関する情報収集及び医療資源の適切な配分等を行うこととした。
- DMOCが災害発生時に、速やかに医療救護活動を開始することができる体制を維持するため、DMOC机上訓練を実施した。
- 引き続き、訓練等の実施により、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。

現状

- DMOC 机上訓練の実施【H28年12月】

福祉避難所の設置【保福】 KPI事業

- 現在、市内の62カ所の障害者福祉施設や高齢者福祉施設等と福祉避難所に関する協定を締結している。
- 災害の種類や規模等によって避難者数や避難される方々の心身の状態等が異なるため、福祉避難所への避難者数を一概に想定することは困難であるが、より多くの方を受け入れることができるよう、施設等への協力依頼を継続して行い、福祉避難所の確保に努めていく。
- 本市においても、福祉避難所が、「震災による施設の損壊」・「施設職員が被災」したこと、また、近隣住民が直接施設に避難してきたことにより、開設・受入ができない状況がでてくることも考えられる。今後は、福岡県が進めている、福祉避難所への広域避難の取組みを踏まえ、本市の体制整備を進めていく必要がある。

現状

- 福祉避難所に関する協定施設数 62施設【H28年度】

施策の推進方針

救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援【保福】 KPI事業

- 災害時に速やかに医療救護活動を開始することができる体制の維持を図る。

目標

- ▶ DMOC 机上訓練等の実施【毎年度】

福祉避難所の設置【保福】 KPI事業

- 施設等への協力依頼を継続して行い、福祉避難所の確保に努める。

目標

- ▶ 協定締結先の拡大【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（4/4）

脆弱性の評価

児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【子家】

- 認定こども園、児童福祉施設、私立幼稚園、放課後児童クラブ、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童自立生活支援事業）、母子生活支援施設等は、自力避難困難な幼児、児童が利用していることから、水害・土砂災害を含む非常災害時に備えた各種計画、避難訓練の実施、災害対応体制の整備、強化など、十分な対策を講じるよう指導を行っている。
- 各施設において、消防署等と連携をとりながら定期的に避難訓練を実施している。また、台風等の自然災害の発生時には、事前に注意喚起を発するなど管理者との連携を図るようにしており、被害状況等の確認を迅速に行っている。
- 引き続き、各施設に対し非常災害に備えた十分な対策を講じるよう指導・周知を行う必要がある。

現状

- 各施設等への指導・周知等の体制整備【H28年度】

救急体制の充実【消防】 KPI 事業

- 様々な災害現場で活躍し、救急業務を円滑に行うため、救急救命士の資格取得や処置拡大に対する講習を受講するなど救急体制の充実強化を図っている。
- 市民ひとり一人が高い意識を持つことで傷病者の救命効果の向上を図ることを目的に応急手当普及啓発活動を推進している。
- 救急救命士については、現在108人が救急活動業務に従事しており、今後も計画的に養成する必要がある。
- これまでに延べ78万人の市民が応急手当の講習を受講しており、引き続き啓発活動を実施する必要がある。

現状

- 応急手当講習の延べ受講者 78万人【H28年度末】

施策の推進方針

児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【子家】

- 引き続き、各施設に対し非常災害に備えた十分な対策を講じるよう指導・周知を行う。

目標

- ・各施設等への指導、周知の実施【毎年度】

救急体制の充実【消防】 **KPI 事業**

- 市民一人ひとりが高い意識を持つことで傷病者の救命効果の向上を図ることを目的に応急手当普及啓発活動を推進する。

目標

- ・年間の応急手当講習の受講者 4万人【毎年度】

脆弱性の評価

感染症対策推進事業【保福】 KPI 事業

- 感染症の発生、まん延防止の施策を行うため、感染症に係る基盤の整備、指導・相談や関係機関との連携活動等を行っており、感染症に関する情報収集・情報発信、講演会開催、備蓄品の補充などを継続的に実施している。
- 引き続き、的確な感染症対策の実施の推進、予防啓発を行っていく必要がある。

現状

- ・感染予防の啓発の実施【毎年度】

施策の推進方針

感染症対策推進事業【保福】 KPI 事業

- 感染拡大しやすい疾病の発生を予防するため、予防接種法に基づく予防接種の促進を図るとともに、適確な感染症対策の実施の推進、予防啓発を行う。

目標

- ▶ ・ 感染予防の啓発の実施【毎年度】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（1/3）

脆弱性の評価

職員に対する防災知識等の普及【危機】 KPI 事業

- 防災体制や防災に関する基礎知識をまとめた「防災基本テキスト」を作成し、防災に携わる職員や新規採用職員を対象に「防災基本研修」を実施している。
- 出水期前には、大雨による災害時に想定される状況を付与し、それぞれの役割において災害に関する情報を収集・整理・分析するとともに、対策方針を検討するなどの災害対応を模擬的に体験する「風水害等防災シミュレーション訓練」を実施している。
- 迅速で適切な災害対応ができる体制を確保するため、職員に対する訓練・研修を継続して実施する必要がある。

現状

- 防災基本研修参加人数 287人【H28年度】

防災資器材の整備【危機】

- 災害発生時に土砂を除去したり、養生・固定したりする資器材について、平成11年の風水害での使用量を基準に、年間に最大3回の台風接近による対応が可能となるよう、計画的に整備し、区役所及び消防署等に配置しており、毎年度出水期前後に、数量や劣化状況等を確認している。
- 現在、計画数を満たす資器材は配備できており、継続して維持・管理を行う必要がある。

現状

- 資器材の点検、補充の実施【毎年度】

施策の推進方針

職員に対する防災知識等の普及【危機】 KPI 事業

- 職員に対する訓練・研修を継続して実施することで、迅速で適切な災害対応の構築が可能となる体制を確保するとともに、知識を有する職員の増加によって、代替性の向上を図る。

目標

- ▶ 防災基本研修参加人数 250人【毎年度】

防災資器材の整備【危機】

- 出水期前後に防災資器材の点検・補充を行い、災害時に迅速な活用ができるよう適切な維持・管理を行う。

目標

- ▶ 資器材の点検、補充の実施【毎年度】

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（2/3）

脆弱性の評価

業務継続体制の確保【危機】 KPI 事業

- 災害発生時に優先的に実施すべき業務を予め選定しておく業務継続計画（BCP）を平成25年に策定しており、毎年各所属において見直しを行うことで、災害発生直後の業務対応の確認と検討や、災害対策に関する意識の醸成を図っている。
- 都市間での応援については、指定都市市長会の行動計画や、21大都市、九州九都市、九州市長会、福岡県内市町村での相互応援協定があり、各都市間において適宜、計画見直しの検討を行っており、九州九都市や21大都市については、毎年度意見交換を含めた会議を実施しており、連携体制の構築を図っている。
- 平成28年熊本地震の教訓から、限りある資源（ヒト・モノ・時間）での業務継続計画に留まらず、他都市などからの支援を円滑に受けるための受援に関する計画を作成する必要がある。

現状

- 業務継続計画の見直し【H28年度】

非常用電源の確保【総務、市文】

- 本庁舎や各区役所では、電力供給停止の際でも防災・情報通信設備等、庁舎機能を維持すべく非常用発電設備等の維持管理を行っている。
- 非常用発電設備について、定期的に保守運転および点検を行う等の維持管理を行っており、本庁舎の非常用電源設備は、停電時、750KVA(約600kw)の供給能力を持ち、連続72時間の運転が可能であり、各区役所の非常用電源は、燃料補給により長時間運転が可能である。
なお、電力供給範囲は空調を除く、防災設備をはじめとした照明・OA・電話・給水設備・エレベーター等である。
- 国内の長期停電の実績等から停電から1週間程度は運転可能な状態を整えることが目標であり、停電の長期化に備え、燃料販売事業者などとの優先供給に関する協定の締結に基づく体制を構築するとともに、72時間（3日間）運転可能な燃料の貯留を継続する必要がある。

現状

- 本庁舎の非常用発電設備の無補給連続運転時間 72時間【H28年度】

施策の推進方針

業務継続体制の確保【危機】 **KPI 事業**

- 業務継続計画に留まらず、他都市などからの支援を円滑に受けるための受援に関する計画を作成する。

目標

- 受援に関する計画の策定【H29 年度】

非常用電源の確保【総務、市文】

- 災害時においても本庁舎や区役所の電源が確保できるよう非常用電源の適切な維持・管理を行う。

目標

- 本庁舎、区役所の非常用電源設備の維持・管理【毎年度】

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（3/3）

脆弱性の評価

庁舎設備更新事業【総務】 KPI 事業

- 災害時に、活動拠点施設である本庁舎の機能維持は重要である。
公共施設マネジメント実行計画及び北九州市市有建築物長寿命化計画に基づき、主要機器の更新に加え、配管・配線等の付帯設備の更新および壁等の建築物の補修を実施し、長寿命化および災害時でも使用可能な庁舎とする。また、万一庁舎が使用不可能な状態になった場合に備えた、代替施設の候補・移転案等の計画づくりを行う。
- 引き続き、改修計画に基づき、本庁舎の補修、設備の更新を行い、設備更新の際は耐震性を考慮した改修を行う。
- 平成28年度に屋上高架水槽の更新（耐震性能向上）及びトイレ系統排水管の更新（耐衝撃性向上）を行い、平成29年度に受電設備を段階的に更新する予定である。さらに、庁舎が使用できなくなった場合に備えて、屋外テント等代替施設の検討を行う必要がある。

現状

- 老朽化した設備の更新【H28年度】

総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化【建都】

- 総合的な防災活動拠点等となる市有建築物については、災害時の活動内容や重要度に応じて構造体などの耐震性能の強化を図るため、国の基準に基づき、建築基準法の耐震基準の割り増し等を行っている。
それぞれの耐震基準の設定を災害対策中枢施設（市役所、消防本部）及び救護施設（市立病院、消防署）等については1.5倍、避難所（体育館、市民センター等）及び多数の者が利用する施設（小中高等学校、市民会館等）等については1.25倍としている。平成8年版「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（現国交省監修）の基準に基づき、本市における設計実施要領を定めて設計を行ってきており、これ以降に新設する防災活動拠点施設等については全て割り増しによる耐震性を有している。
- これまでの取組みと同様に引き続き、施設に求められる役割に応じて、構造体等の耐震性能の強化を図る必要がある。

現状

- 平成8年度以降新設する防災活動拠点施設等に係る耐震性能の強化 100%【H28年度】

施策の推進方針

庁舎設備更新事業【総務】 KPI 事業

- 引き続き、改修計画に基づき、本庁舎の補修、設備の更新を行い、設備更新の際は耐震性を考慮した改修を行う。
- 平成29年度に受電設備を段階的に更新する（予定）。また、老朽化した未更新の設備を順次更新する。
- 庁舎が使用できなくなった場合に備えて、屋外テント等代替施設の検討を行う。

目標

- ▶ 老朽化した設備の更新【毎年度】

総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化【建都】

- 施設に求められる役割に応じて、構造体等の耐震性能の強化を図る。

目標

- ▶ 耐震性能強化の実施継続【毎年度】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

4-1 情報通信の麻痺・長期停止（1/2）

脆弱性の評価

災害通信の整備【危機】 KPI 事業

- 停電や電話の不通に備えて、本庁舎と区役所、消防署等との連絡や、住民への防災情報伝達用として同報系防災行政無線を設置し、維持管理を行っている。
- 災害対応に必要な市有施設については、通信事業者の協力のもと「災害時優先回線」を設置しているほか、災害時のアマチュア無線の活用に関する、日本アマチュア無線連盟福岡県支部との協定締結や、衛星携帯電話の配備など、通信手段の多様化に取り組んでいる。さらに、避難所での情報入手を支援するため、市民センターへの Wi-Fi 設置を進めている。
- こうした機器が災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を行う必要があるとともに、更なる多様化や、非常用電源の確保に取り組む必要がある。

現状

- 市民センター7箇所に Wi-Fi を設置【H28 年度】

ホームページを活用した情報発信事業【広報】

- 市ホームページでは、防災知識等の普及に係る取り組みなど様々な防災情報を広く発信している。
- 災害発生時には、トップページに本市の防災体制等の災害情報を掲載して情報発信するとともに、「防災情報北九州」へのリンクを設定して市民を適切に誘導している。
- 市ホームページは、災害時に情報を継続して発信できるよう、サーバーの対応として、耐震構造などが図られた「北九州市 e-port センター」に設置するとともに、電源を多重化（2系統受電、無停電・自家発電設備）する等して、災害時に継続して市ホームページが情報発信できる体制づくりを行っている。
- 市ホームページを通じて、防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う必要がある。

現状

- 市ホームページのサーバー対応【H28 年度】

施策の推進方針

災害通信の整備【危機】 KPI 事業

- 災害時の通信確保のため、機器の適切な維持管理を行うとともに、SNS など新たな情報ツールの活用や、電源確保対策などの検討を行う。
- 予定避難所として指定されている市民センターに Wi-Fi を設置し、多様な災害通信の整備を図る。

目標

- ▶ 予定避難所となっている全ての市民センターに Wi-Fi を設置【H29 年度】

ホームページを活用した情報発信事業【広報】

- 市ホームページにより防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う。

目標

- 維持管理の実施【毎年度】

脆弱性の評価

国際海上VHF港湾無線【港湾】

- 北九州港内で係留中及び入出港中の船舶に対する通信手段として、国際VHF海岸局（きたきゅうしゅうポートラジオ）を設置し管理運営等を実施してきており、その通信手段の即時性から、津波等の自然災害発生時に、本港における被害状況及び津波等到達時刻、港外退避要請、本港岸壁における着離岸の可否等の情報について、これら船舶に対して伝達可能な体制を構築している。
- 北九州港を含む関門地区には、海事・港湾関係者による「関門港自然災害対策委員会」（事務局：門司海上保安部航行安全課）が設置されており、自然災害等発生時には、当委員会を踏まえて策定された「関門港長基準」に基づく勧告・指示等についても、海上保安部所有のVHF無線等と協調しながら、港内に在泊する船舶に対し即時に伝達することが可能となっている。
- 引き続き、国際VHF海岸局の適切な管理運営を実施し、自然災害等発生時における、本港係留中及び入出港中船舶への即時情報伝達が可能な体制を維持していく必要がある。

現状

- **本港国際VHF海岸局の適切な管理運営【H28年度】**

消防通信施設の整備及び維持管理【消防】

- 災害対応に万全を期し、市民の安全と安心を確保するため、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する「消防通信指令システム」や地震等の大規模災害発生時に国等と情報を共有し緊急消防援助隊の活動を支援する「画像伝送システム」等の消防通信施設を整備している。
- 老朽化等に伴う設備の更新を逐次行うとともに24時間365日システムを安定稼働させるため必要な施設の整備及び維持管理を行う必要がある。

現状

- **消防通信施設の整備及び維持管理【H28年度】**

施策の推進方針

国際海上VHF 港湾無線【港湾】

- 国際VHF 海岸局の適切な管理運営を実施し、自然災害等発生時における、本港係留中及び入出港中船舶への即時情報伝達が可能な体制を維持していく。

目標

- ・国際VHF 海岸局を活用した情報伝達体制の維持【毎年度】

消防通信施設の整備及び維持管理【消防】

- 災害に備えた、消防通信施設の整備及び維持管理を行う。

目標

- ▶ 消防通信施設の整備及び維持管理【毎年度】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全（1/1）

脆弱性の評価

企業の事業継続性の確保【危機・産経・消防】 KPI 事業

- 福岡県では、中小企業へのBCPの普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルや様式等の作成・公表、専門家派遣、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの支援を実施している。
- 大規模災害時には被災企業の相談窓口を設置するなど、企業支援を図ることとしている。
- 本市においても、商工会議所等と連携し企業の事業継続性の確保に向けた取組を検討する必要がある。

現状

- ・実学ナレッジセミナー（BCPセミナー）開催【H28年度】

施策の推進方針

企業の事業継続性の確保【危機・産経・消防】 KPI 事業

- 企業の事業継続性の確保に向けた福岡県の取り組みの活用や、商工会議所・北九州市防災協会等と連携した取り組みを検討し、必要な施策を推進する。

目標

- ・企業の事業継続性の確保の推進【H30 年度】

脆弱性の評価

北九州港事業継続計画（北九州港BCP）【港湾】 KPI 事業

- 大規模な地震等の危機的事象の発生時においても、港湾関係者が初動時の対応や緊急物資輸送、企業物流貨物輸送への対応を迅速かつ的確に行うことによって、港湾施設の早期復旧と港湾機能の低下に伴う、市民生活や地域経済活動への影響を最小限に抑えることを目的に、平成27年3月に北九州港事業継続計画（北九州港BCP）を策定し、港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、連絡体制を構築、行動計画を共有し、港湾関係者が連携・協働して取り組んでいる。
- 北九州港BCPは継続して見直しを行う必要があり、平成29年1月に計画を改訂し、津波による被害想定の更新等を行った。

現状

- ・北九州港事業継続計画の改訂【H28年度】

港湾施設等の適切な管理及び水門の閉鎖【港湾】

- 港湾施設や海岸保全施設については、平常時に定期的な点検を実施し、地震や津波に強い施設となるよう随時維持管理を行っている。
- 地震発生時に河川水門の閉鎖を実施するため、発災に備えた体制等の整備や平常時の点検等を実施している。
- 引き続き、港湾施設の適切な状態で維持管理を行う必要がある。

現状

- ・港湾施設の維持管理【毎年度】

施策の推進方針

北九州港事業継続計画（北九州港BCP）【港湾】 KPI 事業

- 危機的事象の発生時においても、港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、以下の基本方針に基づいて、港湾関係者が連携・協働して取り組むものとする。
- 1 危機的事象の発生後、港湾関係者間において情報の共有・伝達が円滑に図れるように事前に連絡体制を構築する。
 - 2 目標復旧時間に即した港湾機能の復旧を迅速・的確に行うため、港湾関係者間において行動計画を共有する。
 - 3 本BCPは、現時点の情報を基に被災想定や対応計画を策定したものであるため、新たな情報や知見が得られれば、適宜見直しを行っていく。
 - 4 危機的事象の発生直後において、港湾物流機能が確保できるように耐震強化岸壁の整備等、ハード面についても事前の対策を行う。

目標

- 危機的事象の発生時に港湾関係者が連携・協力可能な体制づくり【毎年度】

港湾施設等の適切な管理及び水門の閉鎖【港湾】

- 引き続き、港湾施設を適切な状態で維持管理を行う。

目標

- 港湾施設の維持管理の実施【毎年度】

5-3 陸上交通ネットワークの機能停止（1/3）

脆弱性の評価

無電柱化の推進【建設】 KPI 事業

●災害時における電力・通信の安全性・信頼性の確保及び電柱の倒壊による避難・消防活動への支障を防ぐため、無電柱化を推進している。

昭和61年からを第1期とする電線類地中化計画により実施しており、現在は第5期及び第6期での合意路線について、施工中である。

第5期及び第6期での合意路線について、無電柱化を実施する予定であり、今後、国のガイドラインが出された後に、次期計画（第7期）を策定し、無電柱化を進める。

現状

・第6期までの無電柱化整備率（整備延長／合意延長） 97.8%【H28年度末】

緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備【建設】 KPI 事業

●災害時における市内及び市外からの緊急支援物資等の輸送、救急・消防活動等の緊急活動及びその他応急措置を円滑に実施するため、緊急輸送の確保などに必要な幹線的な道路（緊急輸送道路ネットワーク）、及び災害時に最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路（啓開道路）を福岡県等と連携しながら選定し、毎年度、机上訓練も実施している。

●緊急輸送道路のうち、一次ネットワークの道路および道路構造物（法面工、斜面安定工、カルバート工、張り出し歩道）の健全度を正確に把握することで、安全確保と円滑な道路供用を確保するため、損傷状況等の確認を行っており、一次ネットワークについては、路面下空洞調査は20%、道路構造物点検は60%が平成28年度に完了した。

●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県等と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する必要がある。

現状

・緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の選定と机上訓練の実施【H29年1月】

施策の推進方針

無電柱化の推進【建設】 KPI 事業

- 合意路線について、無電柱化を実施するとともに、国においてガイドラインが策定された後に、次期計画を策定し、無電柱化を進める。

目標

- ▶ 無電柱化の推進【毎年度】

緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備【建設】 KPI 事業

- 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、引き続き福岡県等と連携しながら、必要に応じて見直しを実施する。

目標

- ▶ 机上訓練の実施【毎年度】

5-3 陸上交通ネットワークの機能停止（2/3）

脆弱性の評価

下関北九州道路の実現に向けた取組み【建都】 KPI 事業

- 大規模災害時においても、九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するため、山口県・福岡県・下関市や二県二市の議員連盟、経済界と共に、国に対し、下関北九州道路の早期実現を要望してきた。
- これまで、二県二市、経済団体及び議員連盟による整備促進大会の開催、関係大臣等に対する中央要望を実施してきた。この成果が実り、平成29年度は国から調査費の補助を受け、概略ルート、構造形式及び整備手法等について、具体的な調査を実施する。
- 今後も国、関係自治体、経済界で協働し、下関北九州道路の早期整備に向けた取り組みを進める必要がある

現状

- ・早期実現を求める中央要望の実施【H28年度】

消防ヘリコプターの運航体制の充実・強化【消防】

- 消防ヘリコプターの持つ、高速性と機動性を活かした、迅速な消火、救急及び情報収集活動を実施するとともに、地上隊との連携体制の強化を図っている。
具体的には、「福岡県消防相互応援協定」に基づいた、他消防本部での訓練に参加するとともに、他消防防災航空隊との連携訓練を実施し、災害対応能力の強化を図っている。
- 通年日中運航体制での、消防航空隊の「航空業務計画」に沿って「航空安全」に十分留意した航空活動を実施している。

現状

- ・消防ヘリコプターの維持管理【毎年度】

道路の防災点検【建設】 KPI 事業

- 災害時において、法面の土砂崩れなどが起こらないように、事前に点検を行い、監視体制の構築・災害発生の予測・災害防除の工法検討を総合的に行っている。
具体的には、毎年、道路防災定期点検を実施し、危険箇所の把握、および対策の検討・実施を行っている。
- これまで同様に、道路防災定期点検を行い、危険箇所の把握、及び対策工事の検討・実施を、各区役所のまちづくり整備課と協力し実施する必要がある。

現状

- ・道路防災定期点検及び災害防除工事の実施【毎年度】

施策の推進方針

下関北九州道路の実現に向けた取組み【建都】 KPI 事業

- 大規模災害時においても、九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するため、山口県・福岡県・下関市や二県二市の議員連盟、経済界と共に、国に対し、下関北九州道路の早期実現に向けた取組みを要望していく。

目標

- ▶ ・早期実現を求める中央要望の実施【継続実施】

消防ヘリコプターの運航体制の充実・強化【消防】

- 消防ヘリコプターの持つ、高速性と機動性を活かした、迅速な消火、救急及び情報収集活動を実施するとともに、地上隊との連携体制の強化を図る。

目標

- ▶ ・運行体制の充実、強化に係る取組み【毎年度】

道路の防災点検【建設】 KPI 事業

- 道路防災定期点検を行い、危険箇所の把握及び対策工事の検討・実施を各区役所のまちづくり整備課と協力し実施する。

目標

- ▶ ・道路防災定期点検及び災害防除工事の実施【毎年度】

5-3 陸上交通ネットワークの機能停止（3/3）

脆弱性の評価

道路橋の耐震化【建設】 KPI 事業

- 緊急輸送道路を構成する橋、跨線橋、跨道橋のうち、橋長15m以上で旧耐震基準に基づき建設された橋梁の耐震対策を実施している。
対象橋梁数は110橋であり、平成30年までに、耐震対策工事を完了することを目標として実施中（完了数：85橋、着手数：100橋）である。
- 今後も引き続き、計画どおり耐震対策工事を実施していく必要がある。

現状

- 耐震対策の完了率 77%【H28年度末】

モノレール長寿命化事業【建設】 KPI 事業

- 北九州モノレールを支えるインフラ構造物（桁や支柱等）について、モノレールの安全性や公共交通としての信頼性を確保し、モノレール下道路の輸送機能を確保するため、予防保全型の維持管理（劣化対策）と必要な耐震対策を行っている。
具体的には、平成23年度に策定した「北九州モノレール長寿命化計画」に基づき、平成24年度からインフラ構造物の劣化対策に合わせ、耐震対策に取り組んでいる。
- 引き続き、長寿命化計画に基づいて劣化対策と耐震対策に取り組む必要がある。

現状

- モノレールインフラ構造物の耐震化率 25%【H28年度】

施策の推進方針

道路橋の耐震化【建設】 KPI 事業

- 引き続き、計画に基づき、耐震対策工事を実施する。

目標

- ・計画に基づく、耐震対策工事の実施【毎年度】

モノレール長寿命化事業【建設】 KPI 事業

- 引き続き、北九州モノレール長寿命化計画に基づいて劣化対策と耐震対策に取り組む。

目標

- ▶・モノレールインフラ構造物の耐震化率 100%【H33 年度】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のエネルギー・ライフライン

6-1 エネルギーの長期にわたる供給停止（1/1）

脆弱性の評価

エネルギーの確保体制の構築【危機】 KPI 事業

- 災害時にガソリン等の燃料を確保し、行政機能を維持するため、また、避難所等における調理用の熱源を確保するため、石油燃料やLPガス等の供給に関する協定を関係団体と締結し、災害時における連絡体制を構築するため、毎年連絡先の確認を行っている。
- 引き続き、協定企業との連携体制の強化を図るため、連絡先の確認や総合防災訓練等での連携を図る必要がある。

現状

- ・協定企業との連絡先の確認【毎年度】
- ・関係団体の防災訓練への参加【毎年度】

を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

施策の推進方針

エネルギーの確保体制の構築【危機】 KPI 事業

- 引き続き、協定企業との連携体制の強化を図るため、連絡先の確認や各防災訓練等での連携を図る。

目標

- ▶ 関係団体の防災訓練への参加【毎年度】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止（1/1）

脆弱性の評価

水道施設の耐震化【上下水】 KPI 事業

- 震災時にも可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っている。
- 重要給水施設である基幹浄水場及び市内7拠点配水池の耐震化を図るとともに、更新に併せて管路の耐震化に取り組んでいる。
- 引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。

現状

- 基幹管路の耐震化率 43.7%【H27年度】
- 浄水施設耐震化率 33.2%【H27年度】
- 配水池耐震化率 47.4%【H27年度】

応急給水能力の向上【上下水】 KPI 事業

- 漏水事故や自然災害などにより広範囲に断水が発生したときには、市民生活に最低限必要なものとして確保した水（全市民7日分、1人あたり46リットル）を利用した応急給水活動を確実なものとするよう取り組んでいる。
- 大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄してきた。本計画は、平成28年度から平成32年度の5ヵ年計画であり、今後も大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄していく必要がある。

現状

- 5ヵ年の事業計画（平成28年度から平成32年度まで） 20%【H28年度】

事故対応能力の向上【上下水】 KPI 事業

- 模擬事故訓練や危機管理研修を実施し、あらゆる場面に迅速かつ柔軟に対応できる上下水道一体として事故対応能力の向上に努めている。
- 上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施している。本計画は、平成28年度から平成32年度の5ヵ年計画であり、今後も上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施していく必要がある。

現状

- 5ヵ年の事業計画（平成28年度から平成32年度まで） 20%【H28年度】

施策の推進方針

水道施設の耐震化【上下水】 KPI 事業

- 引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進める。

目標

- ▶ 基幹管路の耐震化率 47.6%【H32年度】
- ▶ 浄水施設耐震化率 59.2%【H32年度】
- ▶ 配水池耐震施設率 54.1%【H32年度】

応急給水能力の向上【上下水】 KPI 事業

- 大規模災害時における市民生活に最低限必要なものとして確保した水（全市民7日分、1人あたり46リットル）を利用した応急給水活動を確実なものとする。
- 備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄する。

目標

- ▶ 5ヵ年の事業計画進捗率 100%【H32年度】

事故対応能力の向上【上下水】 KPI 事業

- 今後も上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施する。

目標

- ▶ 5ヵ年の事業計画進捗率 100%【H32年度】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（1/3）

脆弱性の評価

災害用トイレ備蓄事業【環境】 KPI 事業

- 避難所等のトイレ対策として、仮設トイレの設置及びし尿の収集を行う。本市で仮設トイレを34基備蓄しているほか、民間レンタル業者と災害協定を締結し、仮設トイレの優先的な供給を受ける体制を整備している。
- 災害発生直後のトイレ対策として、避難所に仮設トイレが設置されるまでの間、備蓄しているトイレ衛生袋を配布する計画である。平成29年度時点で2,660セット（1セット5回分入）備蓄しており、今後年次計画で購入を行い、必要数を確保する予定である。

なお、北九州市地域防災計画の最大避難者想定数に基づき必要数を算出すると、仮設トイレは810基、トイレ衛生袋については、3日分を想定し66,000セット（1セット5回分入）が必要である。

現状

- ・仮設トイレの充足率（業者からの調達分含む） 100%【H29年4月】

下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠）【上下水】 KPI 事業

- 地震の被害を受けると社会的影響が大きい、重要な管渠※を優先して耐震化を進めることで、下水道管渠の安全度の向上を図ることとしている。
重要な管渠については、防災拠点や避難所等（地域防災計画に位置づけられた対策部、医療施設、小学校、市民センター等の避難所、都市公園等の避難地）と浄化センターを結ぶ管渠や、緊急輸送道路や軌道、避難道路下に埋設された管渠としている。
- 重要な管渠のうち、特に強度面で緊急性の高い管渠（第1期分107km）の耐震化を平成29年度末までに予定しており、平成27年度末時点で75.9km完了している。
- 平成29年度までに第1期計画107kmの耐震化、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年において、耐震化を計画的に進めるため、新たな計画（第2期分）の策定に着手し、策定した第2期計画に基づき、耐震化を進める方針である。

現状

- ・耐震化率（第1期分107km） 100%【H29年度】

施策の推進方針

災害用トイレ備蓄事業【環境】 KPI 事業

- 北九州地域防災計画の最大想定避難者数に基づき、必要物資を確保する。

目標

- ▶ 仮設トイレの充足率（業者からの調達分含む） 100%の維持【毎年度】

下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠）【上下水】 KPI 事業

- 平成29年度までに第1期計画107kmの耐震化を進める。また、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年に関する新たな計画（第2期分）の策定に着手し、耐震化を推進する。

目標

- ▶ 耐震化率（第2期分） 100%【H34年度】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（2/3）

脆弱性の評価

浄化センター・ポンプ場の耐震化【上下水】 KPI 事業

- 浄化センター及びポンプ場の耐震性能を確保することにより、地震などの災害においても、人命を確保しつつ、災害の後も最低減の水処理機能を維持し、公衆衛生の確保、浸水の防除に努めることとしている。
- これまでに、浄化センター勤務者の人命及び浄化センターの機能を守るための重要な建物（管理棟、自家発電室、汚泥処理棟）の耐震化工事及び施設の更新などにより耐震性能を確保した。

現状

- 浄化センター建築施設の耐震性能確保 100%【H27年度】

下水道施設の改築更新【上下水】 KPI 事業

- 財政的制約の中で、下水道の機能を将来にわたり、安定かつ継続的に確保するため、下水道施設を適切に維持管理し、施設の状況を的確に把握しながら、適宜施設の改築更新を進めている。
- 下水道管の改築更新において、大口径管については、平成20年度末時点で改築更新が必要とされる30kmの改築更新を平成32年度までに予定しており、平成27年度末で22km完了している。小口径管については、平成20年度末時点で改築更新が必要とされる290kmの改築更新を平成32年度までに予定しており、平成27年度末で222km完了している。
- 浄化センター及びポンプ場の電気・機械設備は、限られた財源の中、日常の点検整備などで適正に維持管理を行うことで、長寿命化対策を含めた計画的な改築更新を実施している。

現状

- 大口径管の改築更新 22 km【H27年度】
- 小口径管の改築更新 222 km【H27年度】

施策の推進方針

浄化センター・ポンプ場の耐震化【上下水】 KPI 事業

- 耐震性能を満たさない5浄化センターと28ポンプ場のうち、平成36年度までに優先順位の高い6ポンプ場の耐震化を完了させる。

目標

- ・ポンプ場等の土木構造物の耐震性能確保 18.2%【H36年度】

下水道施設の改築更新【上下水】 KPI 事業

- 下水道施設を適切に維持管理し、施設の状態を的確に把握しながら、計画的に施設の改築更新を進める。

目標

- ▶ ・大口径管の改築更新 30km【H32年度】
- ▶ ・小口径管の改築更新 290km【H32年度】

脆弱性の評価

下水道BCPの策定【上下水】 KPI 事業

- 下水道BCPに基づく模擬事故訓練（停電時の防災訓練、水質事故訓練）や、危機管理研修（汚泥処理危機研修）等を行い、実効性を高めている。
- 引き続き、PDCAサイクルにより、下水道BCPの最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める必要がある。

現状

- ・下水道BCP策定、計画に基づく訓練の実施【H27年度】

施策の推進方針

下水道BCPの策定【上下水】 **KPI事業**

- 引き続き、PDCAサイクルにより、下水道BCPの最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める。

目標

- ▶ ・下水道BCPに基づく訓練の実施【毎年度】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（1/1）

脆弱性の評価

石油コンビナート等における耐災害性の向上【危機】 KPI 事業

- 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱に基づき、予防対策、応急対策、復旧対策等を定めている。
- 国の防災アセスメント策定指針で新たに評価すべき項目として示された、津波や長周期・短周期地震動による被害等に対応するため、福岡県が平成26年度に防災アセスメント調査を実施し、その結果を踏まえた福岡県石油コンビナート等防災計画の見直し（平成28年3月）を行い、防災体制を強化しており、今後、訓練等を通じて、実効性の向上に取り組む必要がある。

現状

- ・福岡県石油コンビナート等防災計画の見直し【H28年3月】

施策の推進方針

石油コンビナート等における耐災害性の向上【危機】 KPI 事業

- 福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱に基づいた訓練を実施する。

目標

- ・石油コンビナート等防災訓練の実施【H29 年度】

脆弱性の評価

老朽ため池災害対策事業【産経】 KPI 事業

- 災害によるため池の決壊を防止するため、市有ため池の調査を実施し、改修等の対策を講じるものであり、平成26年度にため池管理者の調査を実施し、平成27年度には埋め立て等により使用されていないため池の調査を行った。
- 今後も、市有ため池の健全度及び利用状況調査、地元が要望した民有ため池の調査、調査結果を踏まえたため池長寿命化計画（補修、改修、廃止等）の策定、補修、改修、廃止等の実施等が必要である。

現状

- ・ため池調査の実施【H27年度】

林道側溝の整備清掃【産経】

- 林道では、路面や法面の雨水を排水するため路肩外に沿って側溝を整備しているが、土砂や落ち葉の堆積によって排水機能が失われることにより、その後の大雨で、二次災害発生(路面の洗掘や路肩の崩落)の恐れがある。そのため、適切な側溝浚渫を行う必要があるが、近年は十分に実施できていないため、今後、適切な維持管理を行う必要がある。

現状

- ・大雨時排水機能が満たされている状態 5%【H28年度】

施策の推進方針

老朽ため池災害対策事業【産経】 **KPI 事業**

- 今後も、市有ため池の健全度及び利用状況調査、地元が要望した民有ため池の調査、調査結果を踏まえたため池長寿命化計画（補修、改修、廃止等）の策定、補修、改修、廃止等を実施する。

目標

- ・ため池調査の実施【毎年度】

林道側溝の整備清掃【産経】

- 災害発生の恐れがあるため、適切な側溝浚渫を行う。

目標

- ・適切な側溝浚渫の実施【毎年度】

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散（1/1）

脆弱性の評価

毒劇物の流出等の防止【保福】 KPI 事業

- 災害に起因する毒劇物の流出による二次災害等の間接的な被害が広がることを防止するため、毒劇物の業務上取扱施設への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、市ホームページを活用した毒劇物の事故未然防止対策等の情報発信、県協議会を活用した関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保を行っている。
- 引き続き、取扱事業者への指導や関係機関との連携により被害発生を防ぐ必要がある。

現状

- **災害時の毒劇物による健康被害の発生件数 0件【H27年度】**

環境モニタリング・二次災害予防対策【環境】

- 大気、水質に係る環境汚染の実態を把握するため、常時監視（環境モニタリング）を実施するとともに、発生源に対して二次災害の未然防止を図るための行政指導等を随時行っている。
- 引き続き、常時監視（環境モニタリング）を継続する必要がある。

現状

- **常時監視の実施【毎年度】**

危険物の貯蔵及び取扱いの規制等【消防】 KPI 事業

- 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、許認可事務及び検査を行っており、危険物の貯蔵、取扱い及び維持管理についても法令の基準に適合するよう指導している。また、事業所毎の特殊性や管理状況等の調査を行い、個別の安全対策を検討し併せて指導を行っている。
- 平成29年度からは火薬類取締法、平成30年度からは高圧ガス保安法の事務が福岡県から北九州市へ一部移譲されることから、上記危険物施設と同様に指導を行うこととしている。
- 引き続き、各法に基づき対象施設への指導を実施する必要がある。

現状

- **関係事業所と連携した危険物施設等の自主保安の推進 100%【H28年度】**

施策の推進方針

毒劇物の流出等の防止【保福】 KPI 事業

- 引き続き、取扱事業者への指導や関係機関との連携により被害発生を防止する。

目標

- ▶ 災害時の毒劇物による健康被害の発生件数 0件の維持【毎年度】

環境モニタリング・二次災害予防対策【環境】

- 引き続き、常時監視(環境モニタリング)を継続する。

目標

- ▶ 常時監視の実施【毎年度】

危険物の貯蔵及び取扱いの規制等【消防】 KPI 事業

- 引き続き、各法に基づき対象施設への指導を実施する。

目標

- ▶ 関係事業所と連携した危険物施設等の自主保安率 100%の維持【毎年度】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大（1/1）

脆弱性の評価

荒廃森林再生事業【産経】 KPI 事業

- 森林は、水を貯え、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収するなどの公益的機能の働きによって、市民の生活にさまざまな恵みを与えている。しかし、長期間手入れがなされず、荒廃した森林が増え、このような働きが低下し、市民の生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。このため、平成20年度に創設された「福岡県森林環境税」を活用し、荒廃した森林の再生を推進しており、平成20年度から平成28年度までの9年間で荒廃が進んでいる私有林のスギ林やヒノキ林の間伐、侵入竹の除伐を975ha整備した。
- 本事業の全体計画（10ヶ年）の森林整備目標数値1,124haの達成に向けて、荒廃が進んでいる私有林のスギ林やヒノキ林の間伐、侵入竹の除伐を平成29年度に149ha整備することとしている。

現状

- 荒廃が進んでいる私有林のスギ林やヒノキ林の整備面積（H20年度～H28年度）
975ha【H28年度末】

中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業、荒廃農地等利活用促進事業【産経】

- 自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観形成等を支える農地等の地域資源は、農村地域の高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた。このため、農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される農地、水路、農道等地域資源の保全活動に支援を行っている。
- 耕作放棄地の再生利用を促進するため、農業者等が耕作放棄地の農地再生等を行う場合、国の交付金を活用して、その事業費の補助を行うこととしている。
- 農地等地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取組が必要である。

現状

- 中山間地域農業支援事業の実施集落数 9集落【H28年度】
- 多面的機能支援事業の実施活動組織数 13活動組織【H28年度】

施策の推進方針

荒廃森林再生事業【産経】 KPI 事業

- 「福岡県森林環境税」を活用し、荒廃した森林の再生を推進する。

目標

- ▶ ・荒廃が進んでいる私有林のスギ林やヒノキ林の整備面積
1, 124ha【H29年度末】

中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業、荒廃農地等利活用促進事業【産経】

- 農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される農地、水路、農道等地域資源の保全活動を支援する。また、国の交付金を活用して、農業者等が耕作放棄地の農地再生等を行う事業費の補助を行う。

目標

- ▶ ・農地等地域資源の保全活動への支援【毎年度】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ（1/1）

脆弱性の評価

災害廃棄物処理体制の整備【環境】 KPI 事業

- 大規模災害時に大量発生する災害廃棄物の処理体制を整備し、市民の安全、衛生や環境面からの安全・安心を確保するものである。

平成28年8月に改定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」において、迅速で適正な処理を確保するため、災害廃棄物処理計画を策定することを明記した。策定にあたっては、工業都市である本市の特性を踏まえ、有害性・危険性のある災害廃棄物について、あらかじめ所在等を把握し、適切な処理方法を検討する。

- 災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて研修や訓練等を実施しながら災害廃棄物処理体制の整備を図っていく必要がある。

現状

- ・北九州市循環型社会形成推進基本計画における災害廃棄物処理計画策定の明記【H28年12月】

施策の推進方針

災害廃棄物処理体制の整備【環境】 **KPI 事業**

- 災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて研修や訓練等を実施しながら災害廃棄物処理体制の整備を図る。
- 災害廃棄物の仮置き場については、オープンスペースの活用等、利用方法について調整を行う。

目標

- ▶ 災害廃棄物処理計画の策定【H29 年度】

脆弱性の評価

建設関係の業界団体との災害協定の締結【建設】

- 災害時に、市のみでは十分な応急対策業務が実施できないときに、建設業者等の協力を得るために、建設関係の業界団体（8団体）と予め協定を締結している。
- 毎年度、協力体制の確認のため、業界団体から連絡網等の提出を受け、災害時の対応について協議を行っている。
- 今後とも、各団体と連携して、災害時の対応について協議を実施するとともに、新たに協定締結する団体についても、同様の体制を整える必要がある。

現状

- ・建設関係の業界団体との協力体制の確認【毎年度】

被災宅地危険度判定士の養成【建都】 KPI 事業

- 市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の軽減及び防止のため、宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」を福岡県主催の講習会で養成し、現地派遣に対応できる体制を整えるものである。
- 平成28年4月1日現在の登録者は32名であったが、10月20日に初めて本市で養成講習会を県と共同して行い、更新者2名、新規登録者129名増加し、163名となった。
- 今後も県と共同して本市で養成講習会を行い、登録者の増加に努めることにより、支援体制の強化を図っていく必要がある。

現状

- ・被災宅地危険度判定士の本市職員の登録者数 163人【H28年10月】

施策の推進方針

建設関係の業界団体との災害協定の締結【建設】

- 毎年度、協力体制の確認及び災害時の対応について協議を実施するとともに、今後新たに協定締結する団体についても、同様の体制を整える。

目標

- ・ 建設関係団体との連携体制の整備【毎年度】

被災宅地危険度判定士の養成【建都】 KPI 事業

- 今後も本市で養成講習会を行い、登録者の増加に努めることにより、支援体制の強化を図る。

目標

- ▶ ・ 被災宅地危険度判定士の本市職員の登録者数 200人【H31年度】

8-2 復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ（2/3）

脆弱性の評価

被災建築物応急危険度判定業務【建都】 KPI 事業

- 地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係る二次的災害を防止するものである。
- 年1回、被災建築物応急危険度判定士の養成のため、講習会を開催し、また、地震を想定した、判定士の要請、活動の連絡体制の訓練を実施しており、福岡西方沖地震、熊本地震においては、派遣要請に基づき判定活動を実施した。
- 引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を開催するとともに、災害時に速やかに判定士の要請、活動が行えるよう連絡体制の訓練等を行い、準備を整えておく必要がある。

現状

- 被災建築物応急危険度判定士の資格取得要件を満たす職員に占める資格取得率
100%【H28年11月】

被害認定調査体制の整備【危機】 KPI 事業

- 災害発生後、早期に住家の被害状況を把握するとともに、被害の生じた者に対する、法令に基づく各種制度や災害見舞金の支給等の生活再建支援を円滑に実施するため、その前提となる被害認定調査体制の強化を図っている。
- 平成26年度から住家の被害認定調査体制を構築するため、研修を実施するとともに、実効性を高めるため、職員に対する実務研修のほか中越大震災ネットワークおぢやが主催する研修に参加している。
- 今後も継続して職員の育成とスキルアップを図っていく必要がある。

現状

- 被害認定調査に関する職員研修の実施 1回【H28年度】

施策の推進方針

被災建築物応急危険度判定業務【建都】 KPI 事業

- 引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を開催するとともに、災害時に速やかに判定士の要請、活動が行えるよう連絡体制の訓練等を行う。

目標

- ▶ ・被災建築物応急危険度判定士の資格取得要件を満たす職員の資格取得率
100%の維持【毎年度】

被害認定調査体制の整備【危機】 KPI 事業

- 被災者の生活再建のためには、被害認定調査を円滑かつ迅速に進める必要があるため、研修を継続的に実施し職員の育成とスキルアップを図る。

目標

- ▶ ・被害認定調査に関する職員研修の実施【毎年度】

脆弱性の評価

ボランティア関係団体との連携強化【危機、保福】 KPI 事業

- 大規模災害発生時における被災者へのきめ細やかな支援を行うため、多様なニーズと災害ボランティアを適確に結び付ける「災害ボランティアセンター」を市の要請に基づき北九州市社会福祉協議会が運営することとしている。
- 災害ボランティアセンターと連携のとれた被災者支援が実施できるよう、取組みを進める必要がある。

現状

- ・災害ボランティアセンター設置・運営の手引き作成【H26年12月】
- ・北九州市社会福祉協議会を災害対策本部等に派遣する機関として、地域防災計画に明記【H29年2月】

施策の推進方針

ボランティア関係団体との連携強化【危機、保福】 **KPI 事業**

- 大規模災害発生時における被災者へのきめ細やかな支援を行うため、市災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携が不可欠であり、平常時から、北九州市社会福祉協議会と協同し、災害ボランティアセンターの設置・運営等の訓練や防災に関する取組みを実施する。

目標

- ▶ ・災害ボランティアセンターの設置・運営等の訓練の実施【毎年度】
- ▶ ・防災に関する取組みにおける協同【毎年度】

脆弱性の評価

地籍調査事業【建設】 KPI 事業

- 地籍調査の成果は座標値で管理されるため、被災後の復旧、復興に利用することができることから、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の地番、所有者、地目を調査し、境界の位置確認と面積の測量後、作成した地図を法務局に送付し、登記を行っている。
- 本市の地籍調査は、平成2年度から若松区で開始し、平成5年度からは小倉南区、平成27年度からは八幡西区でも開始、若松区の地籍調査は平成26年度に完了したことから、現在、小倉南区及び八幡西区で実施中である。
- 平成27年度以降は、ハザードマップ上の災害発生区域を含む地域を対象として調査を実施している。調査対象面積 207.6k m²のうち、調査済面積は 42.4k m²であり、現在実施中の小倉南区及び八幡西区における地籍調査を着実に進めて行く方針である。
- 今後は特に、大規模自然災害発生後の復旧、復興を円滑に進めるため、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域、浸水想定区域を含めた地域の地籍調査を積極的に進めて行くとともに、調査面積の拡大を図るため、地籍調査と同等以上の成果と認められる地図を作成している土地区画整理事業等の事業者に対して、円滑な登記申請ができるよう支援する必要がある。

現状

- 地籍調査面積進捗率 20%【H28年度】

自主防災組織の推進【消防】 KPI 事業

- 地域防災力の向上を目的に自主防災組織「市民防災会」の育成指導を行い、市民の防火・防災思想の普及と高揚を図っている。（平成9年7月に発足し、平成14年度中に結成率が100%となった）
- 消防署の市民防災会への育成事業は、防火指導・救急教室・防災講話・防災訓練など多種多様におよび、毎年度、市内全校区（自治区会）193の市民防災会の行事に参加し、育成・指導を実施している。
- 一般社団法人北九州市防災協会と連携し、企業における防災訓練の実施や防災思想の普及を図っている。
- 引き続き、市民防災会や一般社団法人北九州市防災協会の行事・活動を通じて、市民の防火・防災に係る思想の普及と意識の高揚を図る必要がある。

現状

- 市民防災推進行事への年間参加回数 193校区・回数【H28年度】

施策の推進方針

地籍調査事業【建設】 KPI 事業

- 大規模自然災害発生後の復旧、復興を円滑に進めるため、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域、浸水想定区域を含めた地域の地籍調査を積極的に進めて行くとともに、調査面積の拡大を図るため、地籍調査と同等以上の成果と認められる地図を作成している土地区画整理事業等の事業者に対して、円滑な登記申請ができるよう支援する。

目標

- ▶・地籍調査面積進捗率 100%【継続実施】

自主防災組織の推進【消防】 KPI 事業

- 引き続き、市民防災会の行事・活動に参加し、市民の防火・防災思想の普及と高揚を図るとともに、福岡県と協働して自主防災組織における防災リーダーの育成を推進する。
- 一般社団法人北九州市防災協会と連携し、企業における防災訓練の実施や防災思想の普及を推進する。

目標

- ▶・市民防災推進行事等の参加回数 193校区・回数【毎年度】

脆弱性の評価

応急住宅対策【建都】

- 災害により多数の世帯の住家が滅失した時に、被災者に対し、応急的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅や市営・県営住宅や借り上げによる民間賃貸住宅等の供与及び住家の応急修理を行っている。
- 引き続き、応急仮設住宅の建設候補地に関する計画の更新や被災住宅の応急修理を迅速かつ適確に行うための体制を維持する必要がある。

現状

- 福岡県と連携した応急仮設住宅建設可能戸数及び建設候補地の確認【H28年度】

復興準備体制の構築【危機】 KPI 事業

- 大規模な災害が発生し甚大な被害が生じた場合、迅速な都市の復興に向けた災害復旧・復興事業の実施体制の確立を図るため、他都市等における過去の災害での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興実施プロセスのあり方について検討を行う必要がある。

現状

- 災害復旧・復興体制の検討【H28年度】

市民相談・問い合わせ対応体制の整備【危機】

- 災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて、総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置することとしている。
- 被災者の不安の早期解消のため、市民相談・問い合わせ対応の体制強化を図る必要がある。

現状

- 災害時の相談対応の検討【H28年度】

施策の推進方針

応急住宅対策【建都】

- 災害時における被災者の応急的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設候補地に関する計画の更新や被災住宅の応急修理を迅速かつ適確に行うための体制の維持を図る。

目標

- ▶・福岡県と連携した応急仮設住宅建設可能戸数及び建設候補地の確認【毎年度】

復興準備体制の構築【危機】 **KPI 事業**

- 円滑な都市の復興に向けた災害復旧、復興事業の実施体制の確立を図るため、他都市での復興事例を踏まえ、災害復旧、復興に係る事業の整理や実施プロセスのあり方について検討を行う。

目標

- ▶・災害復旧・復興計画ガイドラインの策定【H33 年度】

市民相談・問い合わせ対応体制の整備【危機】

- 市民相談・問い合わせ対応の体制強化を図るため、あらゆる相談に一括して対応できる窓口の設置に向けた体制の整備を図る。

目標

- ▶・あらゆる相談に一括して対応できる相談窓口の設置に向けた体制の整備【H30 年度】

5 計画推進の方策

5.1 計画の推進体制

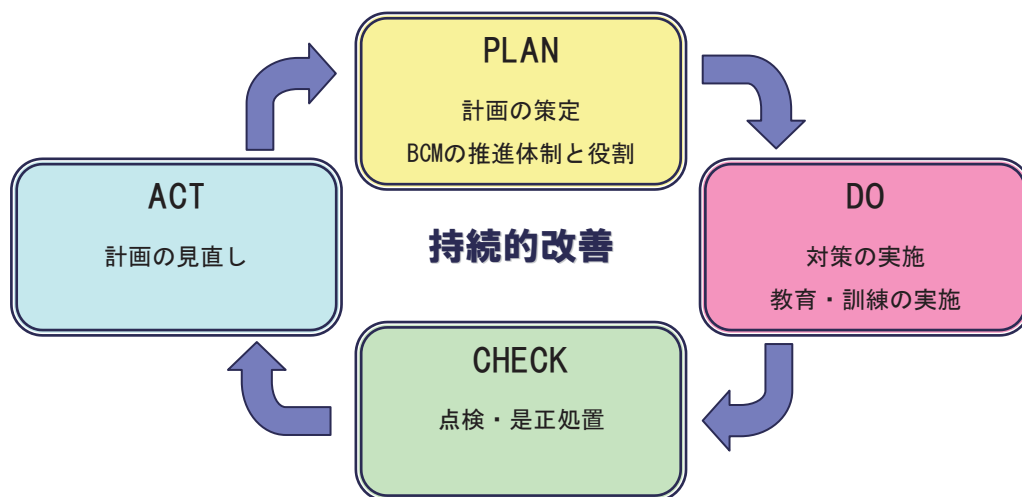
本計画の推進に当たっては、庁内に設置した策定会議などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、本市だけでなく、国、県、民間事業者等と緊密に連携する。

5.2 計画の推進期間と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、毎年度、各事業の達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、3年を目途として計画内容の見直しを行う。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。



【KPI事業の指標（現状値・目標値）】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-------------|-------|-----------------|
| 1-1 | 危機管理室 | 20-21 | 地域における自主防災体制の整備 |
| | 危機管理室 | 20-21 | ハザードマップの作成 |
| | 危機管理室 | 22-23 | 避難場所等の整備 |
| | 危機管理室・消防局 | 22-23 | 市民に対する防災知識等の普及 |
| | 危機管理室・企画調整局 | 24-25 | 外国人への支援体制の整備 |
| | 消防局 | 24-25 | 消防広報 |
| | 教育委員会 | 26-27 | 継続的な学校防災教育の推進 |

1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|-----------------------------|
| 1-2 | 建築都市局 | 28-29 | 建築物の耐震対策 |
| | 建築都市局 | 28-29 | 民間住宅の耐震対策 |
| | 建築都市局 | 30-31 | 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進 |

1-3 大規模な火災による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|--------------|
| 1-3 | 建築都市局 | 32-33 | 土地区画整理事業 |
| | 消防局 | 34-35 | 消防水利の整備・維持管理 |
| | 消防局 | 36-37 | 予防行政（消防） |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

| 個別施策 | 現状 | | 目標 |
|-----------------------------------|--------------------------|---|------------------------------|
| ● 地区 bousai 会議の実施地域数 | 7 校区(H28) | → | 10 校区(毎年度) |
| ● 土砂災害に特化した DIG の実施数 | 57 校区(H29) | → | 42 校区(H29) |
| ● 避難所表示板の更新 | - | → | 完了(H31) |
| ● 非常用食糧・飲料水の備蓄 | 165,870 食 56,009 ℓ (H28) | → | 198,000 食 66,000 ℓ (H29)以降更新 |
| ● ミルク、おむつなどの生活必需品の備蓄 | - | → | 完了(H31)、以降更新 |
| ● 避難所運営訓練等の実施 | (毎年度) | → | (毎年度) |
| ● 防災啓発の継続実施 防災フォーラム受講者 350 人 | (毎年度) | → | 継続実施(毎年度) |
| ● 備蓄の促進に関する取り組みの実施 | - | → | (H29) |
| ● 啓発の実施 外国人市民向けの防災ハンドブックの作成・配布 | 実施済(H28) | → | (毎年度) |
| ● 住宅防火訪問実施件数 | 1,187 件(H28) | → | 3,150 件/年(毎年度) |
| ● 消防士さんといっしょ授業の実施率 | 100%(H28) | → | 100%(毎年度) |
| ● 北九州市立学校・園での避難訓練実施率 | 100%(H27) | → | 100%(毎年度) |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 個別施策 | 現状 | | 目標 |
|--|------------|---|-----------|
| ● 住宅の耐震化率 | 85.2%(H26) | → | 95%(H32) |
| ● 特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 | 85.9%(H26) | → | |
| ● 耐震性を有しない住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目指す | - | → | (H37) |
| ● 木造戸建て住宅の耐震化率 | 73.4%(H26) | → | 95%(H32) |
| ● 共同住宅等の耐震化率 | 93.3%(H26) | → | |
| ● 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 | - | → | (H37) |
| ● 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化率 | 89.4%(H28) | → | 100%(H37) |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 個別施策 | 現状 | | 目標 |
|------------------------|---------------|---|-------------------|
| ● 区画整理事業施行済区域 | 96.6%(H28) | → | 100%(H37) |
| ● 消防水利の整備・維持管理 | 毎年度 | → | 毎年度 耐震性防火水槽の整備 |
| ● 査察基本計画に掲げる査察実施目標の達成率 | 14,302 件(H28) | → | 100%(毎年度) |
| ● 緊急通報システム事業の見直し | - | → | (H31) |

1-4 津波・高潮による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|--|
| 1-4 | 危機管理室 | 38-39 | 津波・高潮に対する警戒避難体制の整備 |
| | 産業経済局 | 38-39 | 漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業 |
| | 港湾空港局 | 40-41 | 海岸（高潮）事業 |

1-5 洪水・内水による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-----------|-------|------------------------------------|
| 1-5 | 危機管理室・建設局 | 42-43 | 河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備 |
| | 建設局 | 42-43 | 河川改修事業の推進 |
| | 建設局 | 44-45 | 北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン（100mm/h 安心プラン） |
| | 建設局 | 46-47 | 水防法に基づく施設の所有者または管理者に対する周知啓発 |
| | 建設局 | 46-47 | 国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練 |
| | 建設局 | 46-47 | アンダーパスの安全対策 |
| | 上下水道局 | 48-49 | 浸水被害の最小化 |

1-6 土砂災害による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|-------------------|
| 1-6 | 危機管理室 | 50-51 | 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 |
| | 建築都市局 | 52-53 | 大規模盛土造成地の把握 |

1-7 情報伝達の不備による死者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|-----------------|
| 1-7 | 危機管理室 | 56-57 | 適時適切な避難勧告等の発令 |
| | 危機管理室 | 56-57 | 被害状況の収集・伝達体制の構築 |
| | 危機管理室 | 58-59 | 台風タイムラインの運用 |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| ● 新たな知見に基づく、警戒避難体制の検討 | 津波ハザードマップの作成配布(H28年度) | (毎年度) |
| ● 漁港区域内における機能強化事業の進捗率 | 約 90%(H28) | 100%(H29) |
| ● 護岸整備率 | 42.3%(H28) | 100%(H31) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-------------------------|-----------------------|-----------|
| ● ハザードマップを活用した防災訓練の実施 | 遠賀川ハザードマップに基づく訓練(H28) | (毎年度) |
| ● 河川整備率 | 85.0%(H28) | 100%(H45) |
| ● 100mm/h 安心プランの進捗率 | 23.0%(H28) | 100%(H36) |
| ● 防災メール登録、避難計画作成依頼件数実施率 | 100%(H28) | 100%(毎年度) |
| ● 出水期前の水防巡視の実施 | (毎年度) | (毎年度) |
| ● アンダーパスに関する注意喚起の実施 | (毎年度) | (毎年度) |
| ● 雨水整備率 | 71.7%(H28) | 73%(H32) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-----------------------|------------|------------|
| ● 土砂D I G実施地域数 | 57 校区(H28) | 99 校区(H29) |
| ● 要配慮者利用施設への情報配信体制の整備 | - | (H29) |
| ● 大規模盛土造成地マップの公表 | - | (H32) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|----------------------------|---------|----------|
| ● 出水期前の風水害等防災シミュレーション訓練の実施 | (毎年度) | (毎年度) |
| ● 総合防災情報システムの操作訓練 | (毎年度) | (毎年度) |
| ● 台風タイムライン | 策定(H27) | 見直し(H29) |

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない）

2-1 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|---------------------|
| 2-1 | 危機管理室 | 60-61 | 必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備 |

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|--------------|
| 2-2 | 危機管理室 | 62-63 | 各種防災訓練の実施 |
| | 建設局 | 62-63 | 防災活動の支援拠点の整備 |
| | 消防局 | 64-65 | 消防団の充実強化 |
| | 消防局 | 66-67 | 消防力の充実・強化 |

2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-----------------|-------|---------------|
| 2-3 | 建築都市局 | 69-70 | 市街地再開発事業 |
| | 危機管理室・産業経済局・消防局 | 69-70 | 企業における帰宅困難者対策 |

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-------------|-------|------------------------|
| 2-4 | 危機管理室 | 70-71 | 要配慮者支援体制の整備 |
| | 保健福祉局 | 72-73 | 災害拠点病院等の医療機関の確保 |
| | 保健福祉局 | 74-75 | 救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援 |
| | 危機管理室・保健福祉局 | 74-75 | 福祉避難所の設置 |
| | 消防局 | 76-77 | 救急体制の充実 |

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|-----------|
| 2-5 | 保健福祉局 | 78-79 | 感染症対策推進事業 |

場合の必要な対応を含む)

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ● 非常用食糧・飲料水の備蓄 | 165,675 食 57,976 ㍓ (H28) | 198,000 食 66,000 ㍓ (H29) |
| ● 生活必需品の備蓄の確保 | 着手(H29) | 完了(H31)以降更新 |
| ● 災害時の物流対策に関する民間企業との協定 | 協定締結(H20) | 訓練実施(H29) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|------------------------|--------------|--------------|
| ● 訓練参加人数 | 4,486 人(H28) | 3,000 人(毎年度) |
| ● 都市公園で指定している防災拠点と避難地数 | 160 箇所(H28) | 161 箇所 (H35) |
| ● 消防団施設の耐震化 | 72.6%(H28) | 100%(H33) |
| ● 消防団員の充足率 | 95.9%(H29) | 96.0%(H32) |
| ● 消防署等の適切な維持管理 | (毎年度) | (毎年度) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-------------------------------|---------|---------|
| ● 小倉駅南口東地区市街地再開発事業における帰宅困難者対策 | 検討(H28) | 実施(H33) |
| ● 帰宅困難者対策に関するガイドライン等の策定、啓発実施 | - | (H30) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|--------------------|---------------|---------------|
| ● 避難支援個別計画の作成の促進 | 延べ 158 件(H28) | (毎年度) |
| ● DMOC 机上訓練の実施 | (H28) | (毎年度) |
| ● DMOC 机上訓練の実施 | (H28) | (毎年度) |
| ● 福祉避難所に関する協定締結施設数 | 62 施設(H28) | 拡大(毎年度) |
| ● 応急手当講習の受講者 | 延べ 78 万人(H28) | 40,000 人(毎年度) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|--------------|-------|-------|
| ● 感染予防の啓発の実施 | (毎年度) | (毎年度) |

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 | |
|-------------|--------|-------|----------------|--|
| 3-1 | 危機管理室 | 80-81 | 職員に対する防災知識等の普及 | |
| | 危機管理室 | 82-83 | 業務継続体制の確保 | |
| | 総務局 | 84-85 | 庁舎設備更新事業 | |

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 | |
|-------------|--------|-------|---------|--|
| 4-1 | 危機管理室 | 86-87 | 災害通信の整備 | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|---------------|-----------------|------------|
| ● 防災基本研修参加人数 | 287 人(H28) | 250 人(毎年度) |
| ● 受援に関する計画の策定 | 業務継続計画の見直し(H28) | (H29) |
| ● 老朽化した設備の更新 | (H28) | (毎年度) |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|----------|-------|
| ● 予定避難所となっている全ての市民センターに Wi-Fi を設置 | 7箇所(H28) | (H29) |

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-----------------|-------|-------------|
| 5-1 | 危機管理室・産業経済局・消防局 | 90-91 | 企業の事業継続性の確保 |

5-2 海上輸送の機能の停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|---------------------|
| 5-2 | 港湾空港局 | 92-93 | 北九州港事業継続計画（北九州港BCP） |

5-3 陸上交通ネットワークの機能停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|-------|-----------------------|
| 5-3 | 建設局 | 94-95 | 無電柱化の推進 |
| | 建設局 | 94-95 | 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備 |
| | 建築都市局 | 96-97 | 下関北九州道路の実現に向けた取組み |
| | 建設局 | 96-97 | 道路の防災点検 |
| | 建設局 | 98-99 | 道路橋の耐震化 |
| | 建設局 | 98-99 | モノレール長寿命化事業 |

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のエネルギー・ライフライン

6-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|---------------|
| 6-1 | 危機管理室 | 100-101 | エネルギーの確保体制の構築 |

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|-----------|
| 6-2 | 上下水道局 | 102-103 | 水道施設の耐震化 |
| | 上下水道局 | 102-103 | 応急給水能力の向上 |
| | 上下水道局 | 102-103 | 事故対応能力の向上 |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|------------------|-------------------------------------|-------|
| ● 企業の事業継続性の確保の推進 | 実学ナレッジセミナー (BCP セミナー)開催 (H28) | (H30) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|---------------------------------|------------------------|-------|
| ● 危機的事象の発生時に港湾関係者が連携・協力可能な体制づくり | 北九州港事業継続 計画の改訂(H28) | (毎年度) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-------------------------------------|------------|--------------------------|
| ● 第6期までの無電柱化整備率 (整備延長/合意延長) | 97.8%(H28) | 無電柱化の推進 (毎年度) |
| ● 緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の 選定と机上訓練の実施 | (H28) | (毎年度) |
| ● 早期整備を求める中央要望の実施 | (H28) | (継続実施) |
| ● 道路防災定期点検および災害防除工事の実施 | (H28) | (毎年度) |
| ● 耐震対策の完了率 | 77%(H28) | 計画に基づく耐震対策 工事の実施(毎年度) |
| ● モノレールインフラ構造物の耐震化率 | 25%(H28) | 100%(H33) |

を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-----------------|-------|-------|
| ● 関係団体の防災訓練への参加 | (毎年度) | (毎年度) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|----------------------------------|------------|------------|
| ● 基幹管路の耐震化率 | 43.7%(H27) | 47.6%(H32) |
| ● 浄水施設耐震化率 | 33.2%(H27) | 59.2%(H32) |
| ● 配水池耐震施設率 | 47.4%(H27) | 54.1%(H32) |
| ● 5ヵ年の事業計画(平成28年度から平成32 年度まで) | 20%(H28) | 100%(H32) |
| ● 5ヵ年の事業計画(平成28年度から平成32 年度まで) | 20%(H28) | 100%(H32) |

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|-----------------------|
| 6-3 | 環境局 | 104-105 | 災害用トイレ備蓄事業 |
| | 上下水道局 | 104-105 | 下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠） |
| | 上下水道局 | 106-107 | 浄化センター・ポンプ場の耐震化 |
| | 上下水道局 | 106-107 | 下水道施設の改築更新 |
| | 上下水道局 | 108-109 | 下水道BCPの策定 |

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|----------------------|
| 7-1 | 危機管理室 | 110-111 | 石油コンビナート等における耐災害性の向上 |

7-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|-------------|
| 7-2 | 産業経済局 | 112-113 | 老朽ため池災害対策事業 |

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|-----------------|
| 7-3 | 保健福祉局 | 114-115 | 毒劇物の流出等の防止 |
| | 消防局 | 114-115 | 危険物の貯蔵及び取扱いの規制等 |

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|----------|
| 7-4 | 産業経済局 | 116-117 | 荒廃森林再生事業 |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|
| ● 仮設トイレの充足率（業者からの調達分含む） | 100%(H29) | → 100%の維持(毎年度) |
| ● 耐震化率 | 第1期分 107km 100%(H29) | → 第2期分 100%(H34) |
| ● ポンプ場等の土木構造物の耐震性能確保 | - | → 18.2%(H36) |
| ● 大口径管の改築更新 | 22km(H27) | → 30km(H32) |
| ● 小口径管の改築更新 | 222km(H27) | → 290km(H32) |
| ● 下水道BCP策定、計画に基づく訓練の実施 | 策定・訓練の実施 (H27) | → 訓練の実施(毎年度) |

（表）

（表）

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|------------------------|-------|----------------|
| ● 福岡県石油コンビナート等防災計画の見直し | (H28) | → 防災訓練の実施(H29) |

（表）

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|------------|-------|---------|
| ● ため池調査の実施 | (H27) | → (毎年度) |

（表）

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|-----------|----------------|
| ● 災害における毒劇物による健康被害の発生件数 | 0件(H27) | → 0件の維持(毎年度) |
| ● 関係事業所と連携した危険物施設等の自主保安の推進(自主保安率) | 100%(H28) | → 100%の維持(毎年度) |

（表）

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|--------------------------------------|------------|----------------|
| ● 荒廃が進んでいる私有林のスギ林やヒノキ林の整備面積（H20～H28） | 977ha(H28) | → 1,124ha(H29) |

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|--------------|
| 8-1 | 環境局 | 118-119 | 災害廃棄物処理体制の整備 |

8-2 復旧・復興を担う人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|-------------|---------|------------------|
| 8-2 | 建築都市局 | 120-121 | 被災宅地危険度判定士の養成 |
| | 建築都市局 | 122-123 | 被災建築物応急危険度判定業務 |
| | 危機管理室 | 122-123 | 被害認定調査体制の整備 |
| | 危機管理室・保健福祉局 | 124-125 | ボランティア関係団体との連携強化 |

8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

| リスクシナリオ No. | 所管する組織 | 掲載ページ | 推進方針 |
|-------------|--------|---------|-----------|
| 8-3 | 建設局 | 126-127 | 地籍調査事業 |
| | 消防局 | 126-127 | 自主防災組織の推進 |
| | 危機管理室 | 128-129 | 復興準備体制の構築 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|---------------------------------------|-------|---------------------|
| ● 北九州市循環型社会形成推進基本計画における災害廃棄物処理計画策定の明記 | (H28) | → 災害廃棄物処理計画の策定(H29) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|---------------------------------------|-----------|----------------|
| ● 被災宅地危険度判定士の本市職員の登録者数 | 163人(H28) | → 200人(H31) |
| ● 被災建築物応急危険度判定士の資格取得要件を満たす職員に占める資格取得率 | 100%(H28) | → 100%の維持(毎年度) |
| ● 被害認定調査に関する職員研修の実施 | 1回(H28) | → (毎年度) |
| ● 災害ボランティアセンター設置・運営の手引き作成 | (H26) | → 設置運営訓練(毎年度) |
| ● 防災に関する取り組みにおける協同 | - | (毎年度) |

| 個別施策 | 現状 | 目標 |
|--------------------|---------------|------------------|
| ● 地籍調査面積進捗率 | 20%(H28) | → 100%(継続実施) |
| ● 市民防災推進行事への年間参加回数 | 193校区・回数(H28) | → 193校区・回数(毎年度) |
| ● 災害復旧・復興体制の検討 | (H28) | → ガイドラインの策定(H33) |

6 参考資料

過去の主な災害履歴

【風水害】

※北九州市地域防災計画より抜粋

| 年 | 月 日 | 種 別 | 雨 量 | 被 害 概 要 |
|-----------|------------|----------------|--|------------|
| 昭和 28年 | 6月4日 } | 大 雨 | [総降水量] 279 mm | 死者 175名 |
| | 6月7日 | | | 行方不明 8名 |
| | 6月28日 } | 大 雨 | [総降水量] 544 mm [時間雨量(最大)] 小倉到津 101 mm | 負傷者 626名 |
| | 6月29日 | | | 全壊 1,079棟 |
| 昭和 47年 | 7月10日 } | 大 雨 | [総降水量] 375 mm | 半壊 2,500棟 |
| | 7月14日 | | | 流失 233棟 |
| 昭和 56年 | 7月7日 | 大 雨 | [時間雨量(最大) 3時~4時] 戸畑区 61.5 mm [日雨量(最大)] 八幡西区 209 mm | 浸水 79,064棟 |
| | | | | 一部破損 109棟 |
| 平成 11年 | 9月24日 | 暴風雨 (台風18号) | [総降水量] 79.7 mm | 死者 2名 |
| | | | | 負傷者 6名 |
| | | | | 全壊 5棟 |
| | | | | 半壊 95棟 |
| | | | | 一部損壊 537棟 |
| | | | | 床上浸水 295棟 |
| | | | | 床下浸水 236棟 |
| | | | | 崖くずれ 5箇所 |

※災害救助法適用災害のみ

【地震】

※過去の福岡県関係の主な地震（北九州市地域防災計画より抜粋）

| 年 | 月日 | 震央地名 | 深さ(km) | M | 被害の概要 |
|------|-------|----------------|--------|---------|---|
| 679 | -- -- | 筑紫 | | 6.5-7.5 | 家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3千余丈(10km)の地割れ。(水縄断層の活動と考えられる) |
| 1706 | 11.26 | 筑紫 | | | 7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。 |
| 1848 | 1.10 | 筑後 | | 5.9 | 柳川で家屋倒壊あり。 |
| 1872 | 3.14 | 浜田 | | 7.1 | 久留米で液状化による被害。 |
| 1898 | 8.10 | 糸島半島 | | 6.0 | 糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵損壊。8.12にも余震(M5.8)。福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡老岐、金武村で土蔵被害。 |
| 1929 | 8.8 | 福岡県西部(福岡県福岡地方) | 9 | 5.1 | 雷山付近。震央付近で壁亀裂、崖崩れ。 [震度3]福岡、佐賀、厳原 |
| 1930 | 2.5 | 福岡県西部(佐賀県南部) | 0 | 5.0 | 雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 [震度3]福岡、佐賀、平戸、厳原 |
| 1941 | 11.19 | 日向灘 | 33 | 7.2 | 宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛で被害。宮崎では殆どの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。[震度5]宮崎、延岡、人吉 [震度4]福岡、熊本、牛深、大分、日田、都城 [震度3]飯塚、佐賀、長崎、雲仙岳、油津、鹿兒島、枕崎、阿久根 |
| 1966 | 11.12 | 有明海 | 14 | 5.5 | 屋根瓦や壁の崩壊。 [震度3]福岡、熊本、人吉、佐賀、佐世保、平戸、雲仙岳、日田 |
| 1968 | 8.6 | 愛媛県西岸(豊後水道) | 39 | 6.6 | 愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが切損し、重油170klが海上に流出。 [震度5]大分 [震度4]福岡、山口、宮崎、延岡、油津、熊本、阿蘇山、人吉、鹿兒島 [震度3]飯塚、下関、佐賀、雲仙岳、日田、都城 |
| 1991 | 10.28 | 周防灘 | 19 | 6.0 | 文教施設に若干の被害。 [震度4]福岡 [震度3]飯塚、大分、佐賀、下関、山口、萩 |
| 1996 | 10.19 | 日向灘 | 34 | 6.9 | [震度4]久留米市 [震度3]夜須町、大牟田市(以上、福岡県内に限る) |
| 1997 | 6.25 | 山口県中部 | 8 | 6.6 | [震度4]久留米市 [震度3]北九州市、福岡市、糸島市、苅田町、飯塚市、夜須町(以上、福岡県内に限る) |
| 2005 | 3.20 | 福岡県西方沖(福岡県北西沖) | 9 | 7.0 | [震度6弱]福岡市、前原市 [震度5強]新宮町、志摩町、春日市ほか [震度5弱]北九州市、大野城市、福津市ほか(以上、福岡県内に限る) |
| 2009 | 6.25 | 大分県西部 | 12 | 4.7 | [震度4]東峰村 [震度3]福岡市、春日市、宗像市、行橋市、豊前市、飯塚市、嘉麻市ほか(以上、福岡県内に限る) |
| 2014 | 3.14 | 伊予灘 | 78 | 6.2 | [震度4]水巻町、遠賀町、みやこ町 [震度3]北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市ほか(以上、福岡県内に限る) |
| 2015 | 7.13 | 大分県南部 | 58 | 5.7 | [震度4]久留米市 [震度3]福岡市、豊前市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市(以上、福岡県内に限る) |
| 2016 | 4.14 | 熊本県地方 | 11 | 6.5 | [震度4]福岡市、大野城市、宗像市、古賀市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、朝倉市、みやま市ほか(以上、福岡県内に限る) |
| 2016 | 4.16 | 熊本県地方 | 12 | 7.3 | [震度5強]久留米市、柳川市、大川市、みやま市 [震度5弱]福岡市、遠賀町、八女市、筑後市、小都市ほか(以上、福岡県内に限る) |

【火災】 ※過去の市域における主な火災

※消防年報より抜粋

| 年 | 火災の概要 |
|---------|---|
| 昭和 43 年 | 小倉区 飲食店ビル火災 死者 4 名 |
| 昭和 43 年 | 小倉北区鑄物師町 アパート火災 死者 6 名、負傷者 3 名 |
| 昭和 48 年 | 八幡区 済生会八幡病院火災 死者 13 名、負傷者 2 名 |
| 昭和 51 年 | 八幡西区大字浅川 住宅火災 死者 3 名 |
| 昭和 52 年 | 小倉南区貴山 林野火災 消防職員 5 名殉職 |
| 昭和 53 年 | 若松区東二島三丁目 火災 死者 3 名 |
| 昭和 54 年 | 門司区風師一丁目 密集住宅地大火 2,114 m ² 焼失 |
| 昭和 56 年 | 八幡西区大字楠橋 ガス爆発火災 死者 4 名 |
| 昭和 60 年 | 八幡西区黒崎三丁目 火災 15 店舗焼損 |
| 昭和 61 年 | 八幡東区中央二丁目 中央町商店街火災 906m ² 焼損 13店舗被災 |
| | 八幡西区鉄竜一丁目 共同住宅火災 死者3名 |
| | 戸畑区中原西三丁目 岡田市場火災 1,674m ² 焼損 |
| 昭和 62 年 | 八幡西区折尾一丁目 折尾中央市場火災 1,081m ² 焼損 43店舗被災 |
| | 戸畑区川代二丁目 榛名丸船舶火災 死者 3名、負傷者 1名 |
| 昭和 63 年 | 小倉北区黄金町で市場火災 1,153m ² 焼損 |
| 平成元年 | 門司区東門司 商店街火災 16店舗 2,301m ² 焼損 |
| 平成 6 年 | 戸畑区南鳥旗町 建物火災 死者6名 |
| 平成 7 年 | 戸畑区旭町 商店街で火災 1,731m ² 7棟が被災 |
| 平成 8 年 | 小倉北区魚町一丁目3番街区の火災 3,772m ² 焼損 16棟被災 |
| | 小倉北区京町一丁目6番 木造商店街火災 1,291m ² 焼損 10棟被災 |
| 平成 11 年 | 門司区田野浦の破碎薬製造工場で爆発 死者 2名、軽症 1名 |
| 平成 13 年 | 八幡東区中央町 商店街火災 818m ² 8棟焼損 |
| 平成 14 年 | 八幡東区中央町 商店街火災 7棟 965m ² 焼損 |
| 平成 23 年 | 小倉北区中原 市場火災 2棟 780m ² 焼損 |
| | 小倉北区富野 市場火災 13棟 3,045m ² 焼損 |
| 平成 24 年 | 若松区「あやどり市場」火災 1,546m ² 焼損 |
| | 小倉北区「赤坂市場」火災 323m ² 焼損 |
| 平成 25 年 | ㈱若松金属スクラップ火災 金属スクラップ 約1,500m ³ (約500 t) 焼損 |
| | 八幡東区「八幡中央商店街」火災 4棟 9店舗 約681m ² 焼損 |
| 平成 27 年 | 若松区でスクラップ火災 金属スクラップ 約4,000m ³ 焼損 |
| | 若松区の溶解炉爆発火災 |
| 平成 28 年 | 八幡東区祇園町マーケット火災 8棟 1,626m ² 焼損 |

ハザードマップ（市域で想定される災害）

市域で想定される災害の現状を整理するために、図上で重ね合わせたハザードマップを作成し、157 ページに掲載する。

【津波浸水想定区域】

平成 28 年 2 月に福岡県が公表した最大クラスの津波の浸水想定を基に作成。

（1）対象津波

| 対象津波 | マグニチュード (Mw) |
|--|-----------------|
| 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）の想定地震津波 | 9.1 |
| 対馬海峡東の断層（福岡県の独自断層） | 7.4 |
| 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8）の想定地震津波のうち、西山断層を選定 | 7.6 |
| 周防灘断層群主部（福岡県の独自断層） | 7.2 |

【洪水浸水想定区域】

以下の浸水想定を基に作成。

（1）遠賀川水系

平成 28 年 5 月に国土交通省遠賀川河川事務所が公表した、想定最大規模の降雨により遠賀川水系（遠賀川・黒川・笹尾川）が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。

（12 時間総雨量 592 mm の大雨による氾濫を想定）

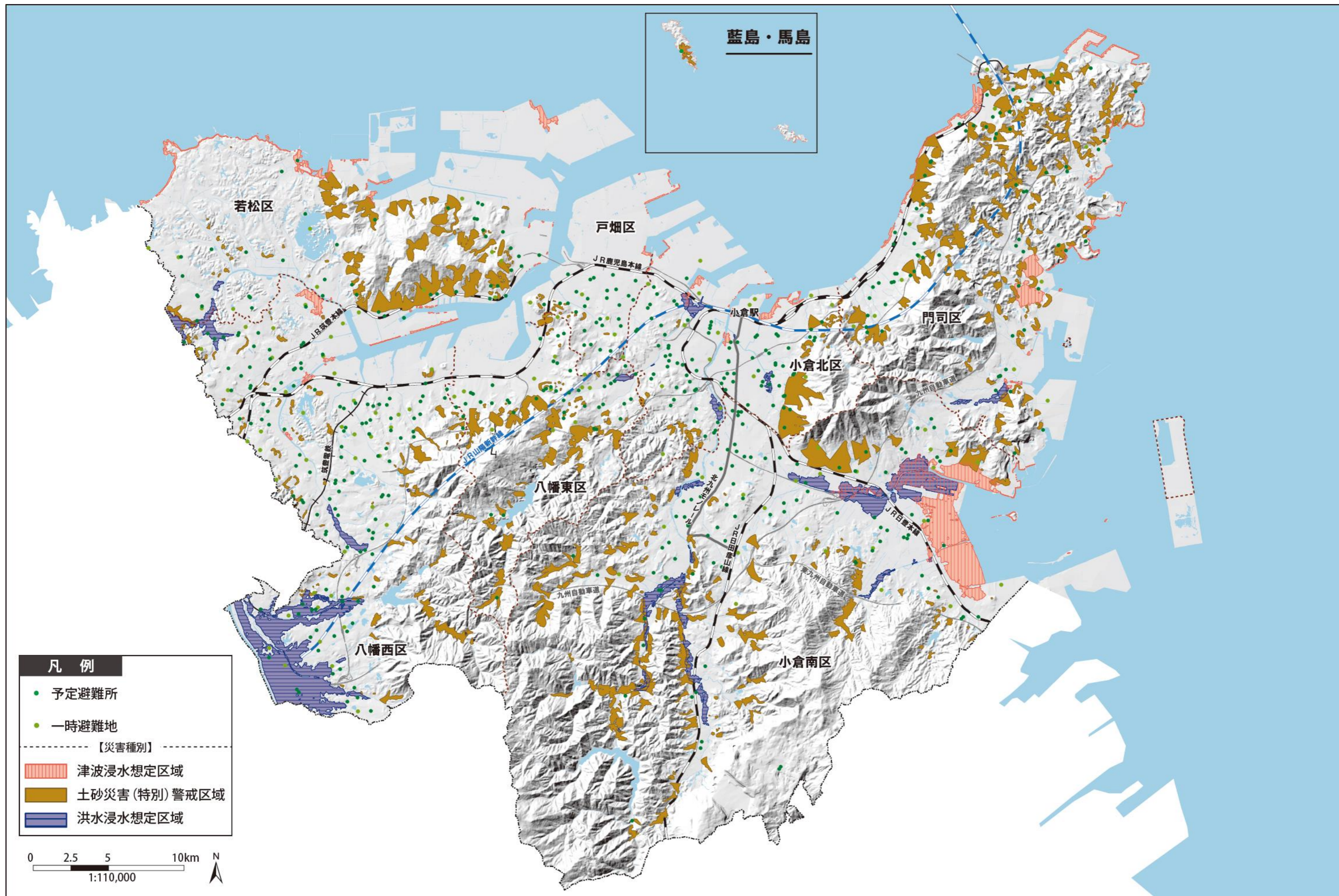
(2) その他の河川

各河川の最新の浸水想定区域。河川名と確率降雨は以下のとおり。

| | 福岡県管理河川 | | | | 北九州市管理河川 | | | | | | |
|------|---------------------|--------------------|---------|---------|--------------------|---------|-----------------------|---------|--------------------|-------------|--------|
| 河川名 | 紫川・ 東谷川 | 金山 川 | 板櫃 川 | 竹馬 川 | 笹尾 川 | 相割 川 | 金剛 川 | 割子 川 | 江 川 | 神嶽川・ 砂津川 | 貫 川 |
| 確率降雨 | 100年に一度 の大雨による氾濫 | 50年に一度 の大雨による氾濫 | | | 30年に一度 の大雨による氾濫 | | 30～50年に一 度の大雨による氾濫 | | 50年に一度 の大雨による氾濫 | | |

【土砂災害】

平成 29 年 6 月現在、福岡県が指定済の土砂災害（特別）警戒区域を基に作成。



<ハザードマップ>

北九州市国土強靱化地域計画

平成 29 年 月発行

編集・発行 北九州市
北九州市危機管理室危機管理課
〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1
TEL 093 (582) -2110
No.